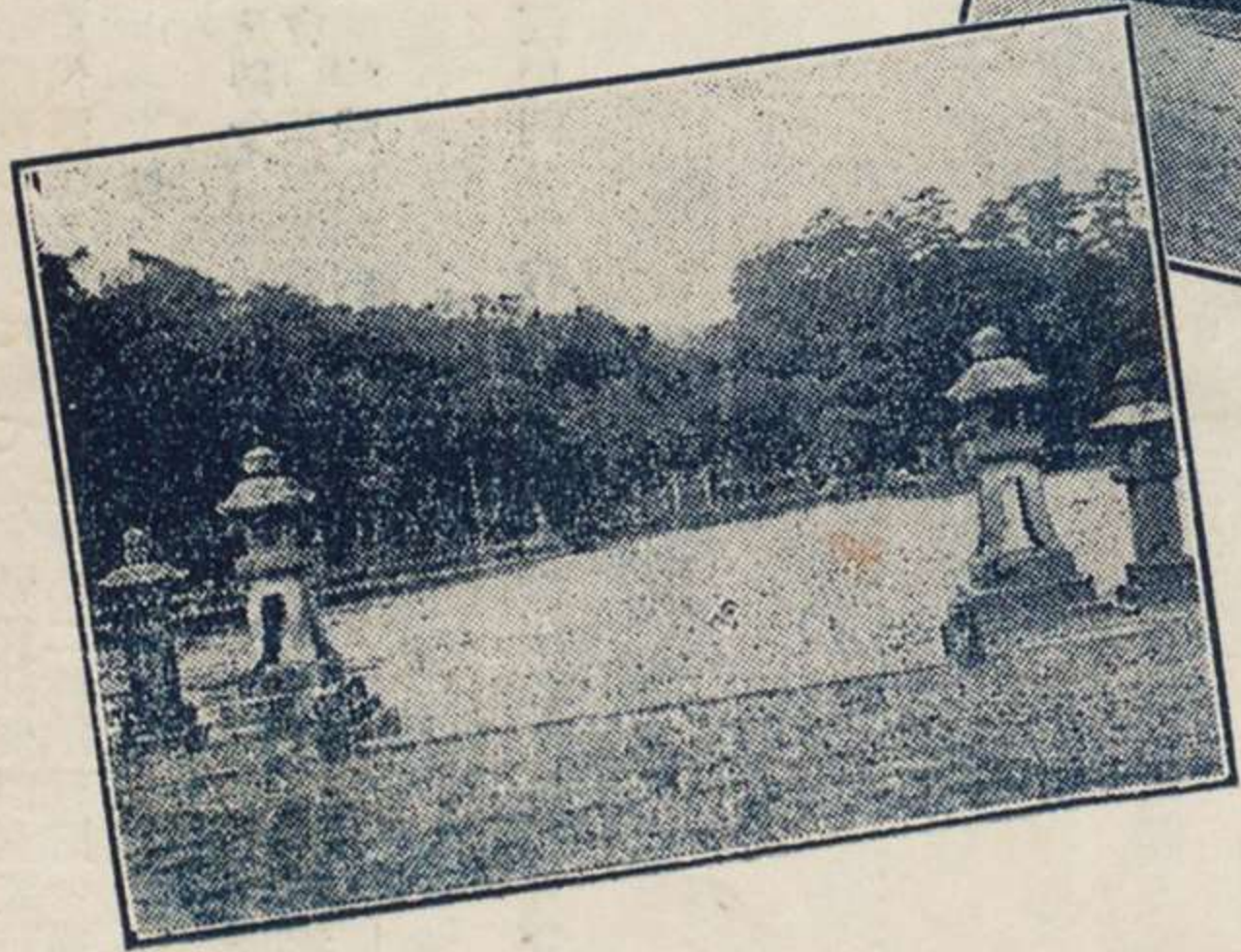
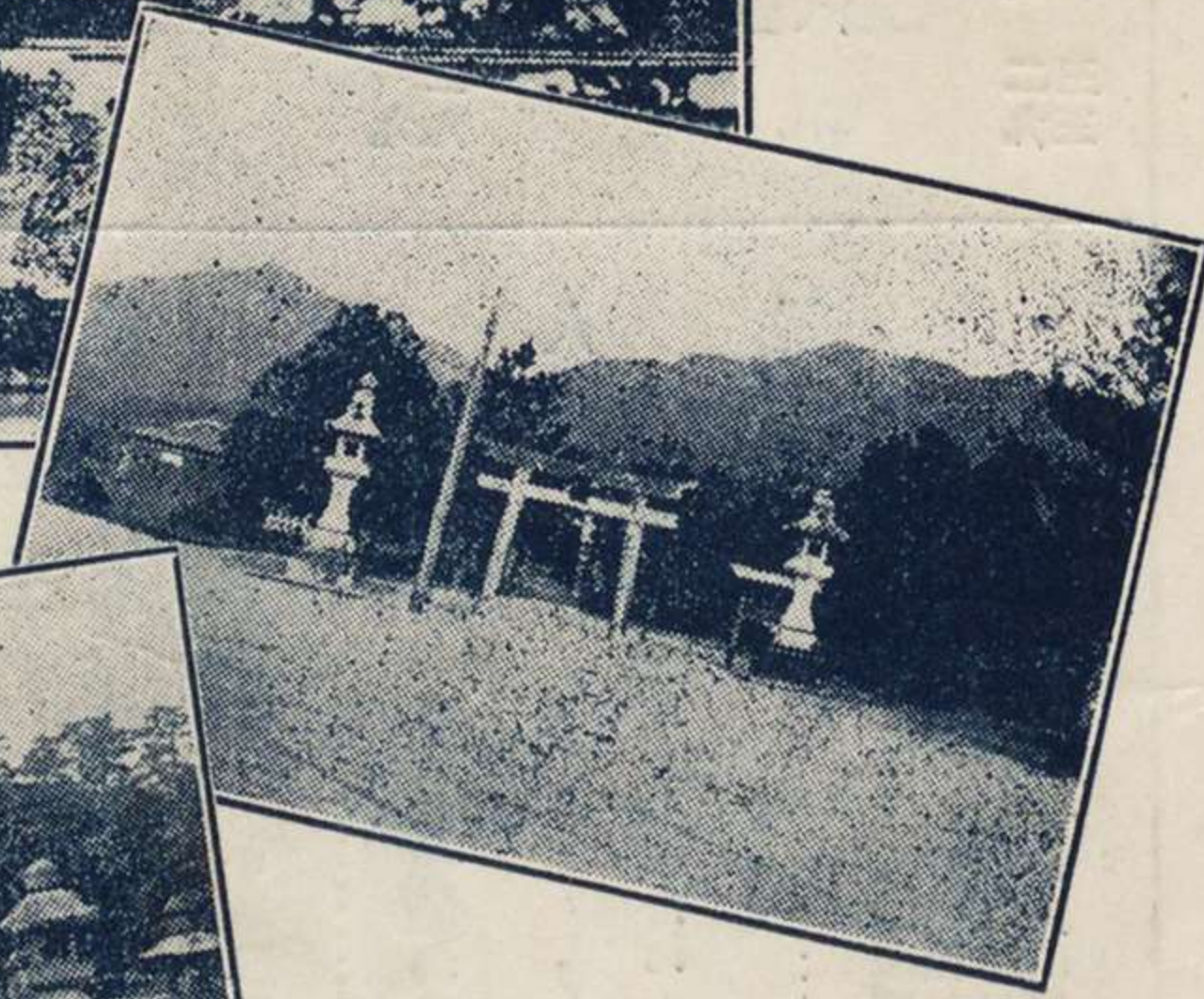
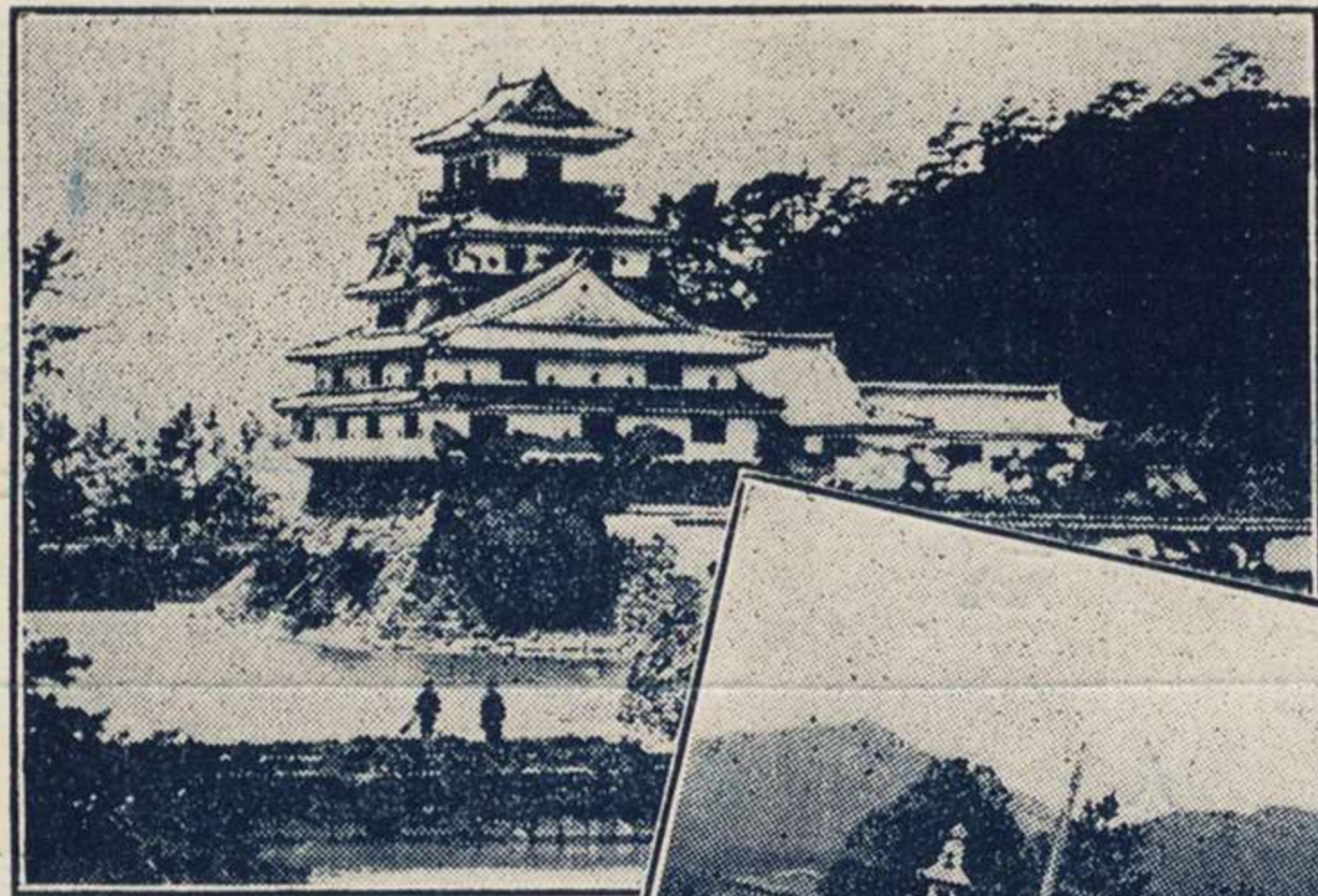


# 報月萩

號四拾第



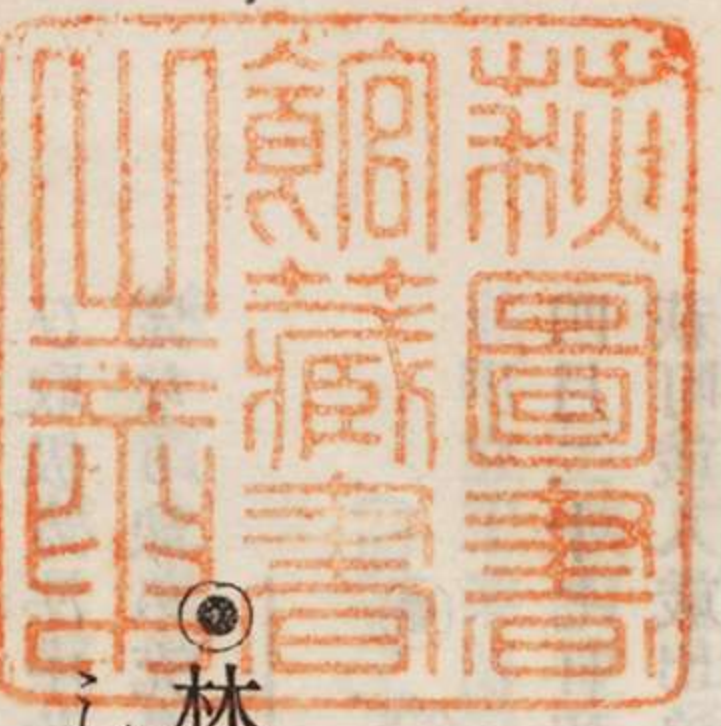
號月五年四和昭



行發町萩縣口山

目次

庶般行政	至自 一一
學	至自 一二
產	至自 一九
財政經濟	至自 二九
軍	至自 三三
通	至自 三七
士	至自 三九
交	至自 四〇
社	至自 四五
衛	至自 四五
人	至自 四七
雜	至自 四八



庶般行政

●林町長より町吏員に對し指示

四月一日昭和四年度頭初に當り町吏員の異動を行ひ同時に林町長より左の通指示したり。

本日をして昭和四年度の第一日を迎ふるに當り改めて各位に對し希望の一端を述べ執務上の參考に供したしと思ふ。

昨年十月一日萩町役場處務規程改正實施の際善政を行ふと云ふことに付述べたる所あり幸に各位も之を諒とせられ爾來著々内務事務を改善すべく其の緒に著きたることは同慶に堪へずとし感謝の意を表する所なり茲に重ねて自治行政の進展を期せむが爲左の數項に付縷述すべし

一、萩町の綱紀を肅正せよと云ふことを往々新聞紙上に於て散見するは痛く遺憾とする所なり各位は今

後一層市町村吏員服務規律の規定を遵守し苟も町の威信を失墜するが如き行爲を慎み益々吏器の修養研鑽に努められむことを望む。

二、本日は恰も大萩合同後滿六年の記念日に當り其の間文物の進歩發達見るべきものあるは悦ぶべきことなりとす此の際吾々萩町の支配者としては三萬町民諸子をして悉く自分の子女なるが如くに心得へ單り其の職責を全ふするのみを以て潔しと爲さず進むでは如何にせば町民一同の福利を増進し且萩町の發展に寄與するを得るやと云ふことを顧念し徹頭徹尾其の善政を施すことに努められたし。

三、町民諸子と應對するときは假に自己をして町長たるの地位に置き一言一句其の職責の重きに鑑み輕卒の舉措を慎み之が指導に當りては須らく親切丁寧を旨とし其の本分を盡すことに努められたし。

四、昭和四年度の萩町歳計豫算は緊縮方針に依り之

を編成せり殊に多年に互れる歳入の缺陷に付ては過る三月卅日町會の議決を経之を補填する方法を樹立せり各課所屬の豫算執行に當りては能ふ限り歳出費額を節省し一面歳入に付ては努めて收入増加を期する様心得られたし。

五、各課の事務にして著しく繁劇を極むるときに於ては他課の互助に依り之を全ふし得ることは恰かも充員召集事務處理に於けるが如く往々其の例尠しとせず如此場合町長若は助役より應援方を指示したるときは主管の事務を繰合せ出來得る限り之を互助し相倚り以て事務を進捗整理することに心得置かれたし。

六、新年度早々各課に就き町長自ら事務の監査を行ひ取扱方法中改善すべきものは著々之を實行する豫定なり豫め充分なる整理を遂げ置かれたし。以上

### ◎ 第四回町會

四月二十七日招集したる第四回萩町會は昭和四年度萩町歳入歳出追加豫算外十件を附議し何れも原案の

通可決確定したり其の他福田一良、村木五一郎及波田源藏の三議員より提出の萩町小郡間鐵道萩町連絡驛決定の件は審議未了となり五月二日繼續町會を開き決定することとなりたり。

### ◎ 四月中に於ける本町各種委員會の開催

四月二十二日午後二時より財政調査委員會開催

### ◎ 萩町辭令

萩町立工業傳習所教師 廣田良平  
任萩町立工業傳習所技手 廣田良平  
萩町立工業傳習所書記兼務を命す 廣田良平  
萩町立工業傳習所教師 河村 猛  
任萩町立工業傳習所技手 河村 猛  
萩町立工業傳習所 沖見 富吉  
萩町立工業傳習所技手を囑託す

(以上三月三十一日付)

萩町立工業傳習所特別傳習生 世木博友  
萩町立工業傳習所助手を命す

(四月十三日付)

越ヶ濱上水道書記兼技手を命す 永安豊太  
越ヶ濱上水道書記兼技手 永安豊太  
土木課勤務を命す

萩町會書記を免す(各通) 三好敬一  
全 河内山欽一  
書記 大田隆明

萩町會書記を命す(各通) 波多野寅一  
全 大田隆明  
書記 波多野寅一

(以上四月五日付)

萩町立公會堂事務員を命す 大田隆明  
(四月十九日付)

萩町立魚市場書記 大谷仁三郎  
依願免本職

萩町立萩魚市場書記補 波多野義次

任萩魚市場書記 (四月三十日付)

### ◎ 萩町消防手任免

萩消防組消防手中左の通任免ありたり。

部名	任免別	住所	氏名
一部	免	大字土原	河村 秀一
同	同	大字川島	田邊 盛介
同	任	同	河村 末一

(以上四月二十七日付)

### ◎ 町村會議員選舉事務に關する町村長並主任者集會

四月五日午前十時より萩町衙に於て郡内町村長助役及主任者二十八名出席縣屬藤田安熊氏臨席の下に各提出事項を研究討論し午後四時閉會せり。

### □ 四月中發令の主要法規 □

#### ● 國の法規

- 一、救護法(四月壹日法律第三十九號)
- 一、資源調査法(四月十二日法律第五十三號)
- 一、府縣制中改正の件(四月十三日法律第五十五號)
- 一、市制中改正の件(四月十三日法律第五十六號)
- 一、町村制中改正の件(別に掲ぐ)
- 一、自動車徵發事務細則(四月二十五日陸軍省令第九號)
- 一、第四回商工省輸出品包裝展覽會規程(別に掲ぐ)

#### ● 縣の法規

- 一、山口縣電氣供給規則(四月九日山口縣令第五十二號)
- 一、阿武郡萩町萩消防組人員改正の件(四月九日山口縣告示第三百十八號)
- 一、蠶種賣買業者取締規則(四月二十三日山口縣令第五十七號)

#### ● 萩町の諸規程

- 四月中萩町諸規程の制定並改正等左の如し
- 一、萩町消防組規程中改正の件
- 一、萩町遠洋漁業獎勵金交付規程

#### ● 萩町告示の主なるもの

- 四月中萩町告示の主なるもの左の如し
- 一、町村道敷地公用廢止の件
- 一、町村道路線變更認定の件
- 一、昭和四年度萩町臨時出納検査立會議員の件
- 一、昭和四年度萩町歳入歳出追加豫算の件
- 一、萩町招魂祭々神合祀の件

#### ● 地方制度の改正

- 四月十三日付法律第五十七號を以て町村制中左の通改正ありたり
- 第十七條第一項を左の如く改む
- 町村會議員中缺員を生じたる場合に於て第二十七條第二項の規定の適用を受けたる得票者にして當

選者と爲らざりし者あるときは直に選舉會を開き

其の者の中に就き當選者を定むべし此の場合に於ては第三十條第三項及第四項の規定を準用す

前項の規定の適用を受くる者なく若は前項の規定の適用に依り當選者を定むるも仍其の缺員が議員定數の六分の一を超ゆるに至りたるるときは又町村長若は町村會に於て必要と認むるときは補缺選舉を行ふべし

第十八條の三 選舉人名簿に關し關係者に於て異議あるときは縦覽期間内に之を町村長に申立つることを得此の場合に於ては町村長は其の申立を受けたる日より十四日以内に之を決定し名簿の修正を要するときは直に之を修正すべし

前項の決定に不服ある者は府縣參事會に訴願し其の裁決に不服ある者は行政裁判所に出訴することを得

簿を修正したるとき亦同じ

第十八條の四第三項乃至第五項を左の如く改む

前條第二項又は第三項の場合に於て裁決確定し又は判決ありたるに依り名簿の修正を要するときは町村長は直に之を修正すべし

前項の規定に依り名簿を修正したるときは町村長は直に其の要領を告示すべし

投票分會を設くる場合に於て必要あるときは町村長は確定名簿に依り分會の區劃毎に名簿の抄本を調製すべし

第十八條の五第三項中「異議申立に對する町村會の決定」を「異議の決定」に改む

第四十三條中「町村長又は監督官廳」を「關係行政廳」に改む

第四十七條第一項中「議員定數三分の一以上の請求あるときは」を「議員定數の三分の一以上より會議に付すべき事件を示して町村會招集の請求あるときは」に同條第二項を左の如く改む

町村長は會期を定めて町村會を招集することを得此の場合に於て必要ありと認むるときは町村長は

更に期限を定め町村會の會期を延長することを得  
第五十一條法律勅令に依り町村會に於て行ふ選舉に  
付ては第二十二條第二十五條及第二十七條の規定  
を準用す其の投票の效力に關し異議あるときは町  
村會之を決定す

町村會は議員中異議なきときは前項の選舉に付指  
名推選の法を用ふることを得

指名推選の法を用ふる場合に於ては被指名者を以  
て當選者と定むべきや否を會議に付し議員全員の  
同意を得たる者を以て當選者とす

一の選舉を以て二人以上を選舉する場合に於ては  
被指名者を區分して前項の規定を適用することを  
得す

第五十三條の二 町村會議員は町村會の議決すべき  
事件に付町村會に議案を發することを得但し歳入  
出豫算に付ては此の限に在らず

前項の規定に依る發案は議員三人以上より文書を  
以て之を爲すことを要す

第六十三條第二項を左の如く改む  
町村長の在職中に於て行ふ後任町村長の選舉は現

任町村長の任期満了の日前二十日以内又は現任町  
村長の退職の申立ありたる場合に於て其の退職す  
べき日前二十日以内に非ざれば之を行ふことを得  
す

第一項の選舉に於て當選者定まりたるときは直に  
當選者に當選の旨を告知すべし

町村長に當選したる者當選の告知を受けたるとき  
は其の告知を受けたる日より二十日以内に其の當  
選に應ずるや否を申立つべし其の期間内に當選に  
應ずる旨の申立を爲さざるときは當選を辭したる  
ものと看做す

第二十九條第三項の規定は町村長に當選したる者  
に之を準用す  
助役は町村長の推薦に依り町村會之を定む町村長  
職に在らざるときは第一項の例に依る

第二項乃至第五項の規定は助役に之を準用す  
第六十七條第三項中「第六十三條第二項及第四項」を

「第六十三條第二項乃至第六項及第九項」に改む

第六十八條第二項中「町村會之を定む」の下に「此の  
場合に於ては第六十三條第二項乃至第五項の規定

を準用す」を加ふ

第六十九條第二項の次に左の一項を加ふ

第六十三條第二項乃至第五項の規定は委員に之を  
準用す

第七十四條 町村會の議決又は選舉其の權限を超へ  
又は法令若は會議規則に背くと認むるときは町村  
長は其の意見に依り又は監督官廳の指揮に依り理  
由を示して之を再議に付し又は再選舉を行はしむ  
べし但し特別の事由ありと認むるときは町村長は  
議決に付ては之を再議に付せずして直に府縣參事  
會の裁決を請ふことを得

前項の規定に依り爲したる町村會の議決仍其の權  
限を超へ又は法令若は會議規則に背くと認むると  
きは町村長は府縣參事會の裁決を請ふべし

監督官廳は前二項の議決又は選舉を取消すことを  
得

第一項若は第二項の裁決又は前項の處分に不服あ  
る町村長又は町村會は行政裁判所に出訴すること  
を得

第一項又は第二項の裁決に付ては府縣知事よりも

訴訟を提起することを得

第七十四條の二 町村會の議決明に公益を害すと認  
むるときは町村長は其の意見に依り又は監督官廳  
の指揮に依り理由を示して之を再議に付すべし但  
し特別の事由ありと認むるときは町村長は之を再  
議に付せずして直に府縣知事の指揮を請ふことを  
得

前項の規定に依り爲したる町村會の議決仍明に公  
益を害すと認むるときは町村長は府縣知事の指揮  
を請ふべし

町村會の議決收支に關し執行すること能はざるも  
のありと認むるときは前二項の例に依る左に掲ぐ  
る費用を削除し又は減額したる場合に於て其の費  
用及之に伴ふ收入に付亦同じ

一、法令に依り負擔する費用當該官廳の職權に依  
り命ずる費用其の他の町村の義務に屬する費用

二、非常の災害に因る應急又は復舊の施設の爲に  
要する費用傳染病豫防の爲に要する費用其の他の  
緊急避くべからざる費用

前三項の規定に依る府縣知事の處分に不服ある町

村長又は町村會は内務大臣に訴願することを得  
第七十六條の二 町村會の權限に屬する事項の一部  
は其の議決に依り町村長に於て專決處分すること  
を得

第七十七條第一項中「法令」を「從來法令又は將來法  
律勅令」に改む

第八十四條第三項中「町村會の議決を経て之を定む」  
を「町村條例を以て之を規定すべし」に改む

第八十五條中「町村會の議決を経て之を定む」を「町  
村條例を以て之を規定すべし」に改む

第九十七條第一項第一號中「國稅」を「直接國稅及」に  
同條第二項中「直接府縣稅」を「府縣稅」に改む

第九十九條の二 合併後存續する法人又は合併に因  
り設立したる法人は合併に因り消滅したる法人に  
對し其の合併前の事實に付賦課せらるべき町村稅  
を納むる義務を負ふ

相續人又は相續財團は勅令の定むる所に依り被相  
續人に對し其の相續開始前の事實に付賦課せらる  
べき町村稅を納むる義務を負ふ

第二百二十六條第二項中「選舉人名簿又は」を削る

第四百四十五條 削除

第四百四十六條 削除

第四百四十七條 左に掲ぐる事件は府縣知事の許可を  
受くべし但し第一號第四號第六號及第十一號に掲  
ぐる事件にして勅令を以て指定するものは其の定  
むる所に依り主務大臣の許可を受くべし

一、町村條例を設け又は改廢すること

二、基本財産及特別基本財産並に林野の處分に關  
すること

三、第九十條の規定に依り舊慣を變更し又は廢止  
すること

四、使用料を新設し又は變更すること

五、均一の稅率に依らずして國稅又は府縣稅の附  
加稅を賦課すること

六、特別稅を新設し又は變更すること

七、第二百二條第一項第二項及第四項の規定に依り  
數人又は町村の一部に費用を負擔せしむること

八、第四百四條の規定に依り不均一の賦課を爲し又  
は數人若は町村の一部に對し賦課を爲すこと

九、第二百五條の準率に依らずして夫役現品を賦課

すること但し急迫の場合に賦課する夫役に付ては  
此の限に在らず

十、繼續費を定め又は變更すること

十一、町村債を起し並に起債の方法利息の定率及  
償還の方法を定め又は之を變更すること但し第百

十二條第三項の借入金は此の限に在らず

第一百五十條第六項を左の如く改む  
懲戒に依り解職せられたる者は二年間北海道府縣  
市町村其の他之に準ずべきもの、公職に就くこと  
を得ず

附 則

本法施行の期日は勅令を以て之を定む

本法施行の際必要な規定は命令を以て之を定む

◎第四回商工省輸出品包裝  
展覽會規程

(四月二十七日商工省告示第十七號)

第一章 總 則

第一條 輸出品包裝の改善に資する爲第四回商工省  
輸出品包裝展覽會を横濱市に開く

第二條 會期は昭和四年六月十一日より同月二十五  
日に至る十五日間とす

第三條 會場は横濱市中區日本大通横濱市商工獎勵  
館とす

第四條 輸出品は之を左の四部に分つ但し外國製品  
は總て參考品とす

第一部 輸出品包裝

第二部 輸出品包裝材料

第三部 輸出品包裝用機械及器具

第四部 輸出品包裝改善上の參考品

第五條 輸出品は陳列場の都合に依り適宜之を取捨す  
ることあるべし

第六條 輸出品の搬入及搬出に要する費用は總て出  
品人の負擔とす但し特別の事由あるものに付ては  
此の限に在らず

第七條 本會は輸出品の保管に關し十分の注意を爲  
すと雖火災盜難亡失毀損其の他一切の損害に對し  
て其の責に任せず

第八條 本會に輸出品せんとする者は輸出品の製造若

は販賣を業とする者出品物の製造若は販賣を業とする者又は出品物の考案者に限る  
出品物は自己の製造若は加工に係るもの又は自己の爲に製造若は加工せしめたるものに限る  
参考品は前二項の規定に拘らず之を出品することを得

第九條 出品を爲さんとする者は附屬様式第一號に

依る申込書及同第三號に依る解説書を昭和四年五月十五日迄に商工省商務局宛差出すべし

第十條 前條申込書に對し出品許可ありたるときは出品人は附屬様式第二號に依る搬入目録を添へ昭和四年六月五日より同月八日迄の間毎日午前九時より午後三時迄に出品物を會場内に搬入すべし

第十一條 出品物には各品毎に出品申込書の目録に記載したると同一の番號並出品人の氏名及往所を記載したる小札を附すべし

第十二條 出品物を受領したるときは直に受領証を交付す

第十三條 出品人は陳列の位置配列等に對し異議を申立つることを得す但し出品人に於て陳列上特別

の装置を希望する場合は豫め許可を得て自ら之を爲すことを得

### 第三章 審査

第十四條 出品物は参考品を除くの外總て審査を受くべきものとす

第十五條 出品物の審査は商工大臣の命したる審査委員長及審査委員之を行ふものとす

第十六條 審査の爲出品物を消耗又は毀損することあるも之れに對し異議を申立つることを得す

第十七條 審査に對しては異議を申立つることを得ず

### 第四章 褒賞

第十八條 審査の結果優等と認めたる出品物の出品者に對し褒賞を授與す

第十九條 褒賞は左の二種とす

一等賞 二等賞

第二十條 受賞は之を拒むことを得す

### 第五章 雜則

第二十一條 出品物は開會中之を搬出することを得ず

第二十二條 出品物は閉會後三日以内に之を搬出すべし

右期間内に搬出せざるときは商工省に於て適宜之處分することあるべし

第二十三條 觀覽時間は開會中毎日午前九時より午後四時迄とす但し時宜に依り之を伸縮し又は觀覽を停止することあるべし

第二十四條 秩序又は風俗を紊すの虞ありと認むる者は其の入場を禁し又は之を退場せしむることあるべし

第二十五條 觀覽は靜肅を旨とし且係員の指揮に従ふべし

(様式略す)

### ◎天長節祝賀會

四月二十九日午前十一時より町公會堂に於て萩町主催の祝賀式を舉行せり會する者六百有餘名金子助役の開會挨拶に次ぎ國歌合唱東方遙拜林町長の式辭岡田少將の發聲に依り一同 聖上陛下の萬歳を三唱し開宴正午散會したり

### ◎殉難烈士追善會

四月二日午前十一時より東光寺の主催を以て殉難烈士益田右衛門介以下十八烈士の追善會を營めり當日の參列者は遺族數名の外林町長其の他町内の有志二十有餘名にして午後一時莊嚴裡に之を終了せり

## 旗 表

●御沙汰書並御下賜金傳達

久邇宮家より舊奉仕者木間區出身故長島ソメ女に對し 御沙汰書並 御下賜金傳達方依頼ありたるに依り四月三日木間小學校落成式當日同式場に於て林町長より其の遺族長島二郎氏に對し之を傳達したり

を寄附せられたるにより今回賞勳局より夫々褒狀の傳達ありたり

●表 彰

四月十七日山口市に於て日本赤十字社山口支部社員總會發行の際左記の者は社員増募の爲盡力したる廉に依り特別社員に推薦せられ當日總裁閑院宮殿下より御親授の榮に浴せり

萩町書記 三浦 四郎  
全 岩崎 信一

●褒 狀

萩町石川利吉氏は本町就學獎勵資金として又東京在住の藤田政輔氏は本町社會事業費として各金一千圓

學 事

●町村を單位とする兒童保護機關設置に關し四月十九日

付本縣學務部長より通牒

輓近農村社會事業に關する研究の進歩に伴ひ地方に

於ける乳幼児死亡率の異常なる高率を示す事實が一般の注目を引くと共に是が對策として兒童健康相談巡回産婆巡回看護婦妊産婦保護等の兒童保護に關する施設を獎勵する傾向強きを加へたる事實あるは公

私を論せず社會事業に關係あるもの注目すべき状態に有之現に本縣社會事業協會の如きも縣下に於ける乳幼児の死亡其他の實情に鑑み從來町村を單位とする妊産婦及乳幼児保護機關設置の必要を提唱し既に四五の地方に於ては之が設立を見何れも良好の成績を收めつゝ有之候處之が實蹟に鑑み此の際縣下一般に之が設立に努め以て縣下兒童の福祉を増進する氣運を促進する必要を認め今回別紙の通り兒童保護會設置に關する準則を制定致候條貴市町村に於ける醫師産婆小學校長方面委員婦人團體産業組合其他他公私團體篤志家等とも協議の上諸般の事務多端の際には有之候得共是が創設方に就いて特に御配意相煩度候勿論之が創設維持に就いては多少の費用を要するも元來社會奉仕の精神に重きを置く本事業の如きものに在りては敢て多額の經費を要せざるは既設團體の經濟状態に徴しても明瞭なるのみならず之が經營主体は必ずしも市町村とするの必要も無之醫師會教育會婦人會主婦會等の經營事業としても恰適なるものに有之或は會員組織に依りて之を設置し施設事業の如きも地方の實狀に應じ限定するときは會員の負

擔極めて少額にて維持することを得べく其の何れにするも些少の費用を以て經營可能のものに有之候條右御含みの上本年の兒童愛護デーを機會に貴町村に於て是非設置を見候様特に及通牒候

町村を單位とする兒童保護會準則按

第一條 本會は妊産婦及兒童の健康を保護し其の死亡率の低下を圖るを以て目的とす

第二條 本會は「何々市町村兒童保護會」と稱し事務所を「何々」に置く

第三條 本會は本市町村在住の醫師教員役場吏員産婆看護婦其他の篤志者を以て組織す

第四條 本會の目的を達する爲左の事業を行ふ

(一) 妊産婦の保護

イ、本會の囑託産婆を巡回せしめ妊産婦を診察し攝生法の指導處置及必要ある場合に於ける醫師の診療及手當

ロ、妊産婦保護に關する講習講演及懇談會の開催並印刷物の配付

(二) 分娩及産褥時の保護

イ、分娩用具の提供或は貸付



ロ、窮困者の無料助産  
 (三)乳幼児及學齡兒童の保護  
 イ、天然及人口營養に關する注意  
 ホ、兒童保護に關する講習講演懇談會の開催  
 ハ、臨時及常設の託兒所の經營  
 ニ、校外に於ける兒童身心の保護  
 ホ、小學校卒業兒童の職業指導及紹介  
 (四)其他兒童の健康及福祉を維持増進すべき事項

第五條 本會に左の役員を置く

- (一)會長 一名 任期 一年
- (二)副會長 一名 任期 一年
- (三)評議員 名 任期 一年
- (四)顧問 名
- (五)何々

第六條 本會に左の職員を置く

- (一)囑託醫師 名
- (二)囑託産婆 名
- (三)囑託看護婦 名
- (四)書記 名

(五)何々

第七條 本會の經費は會員の醸出金寄附金及補助金等を以て充つるものとす  
 第八條 本會の會計年度は毎年何月何日に始り何年何月何日を以て終る

第九條 本會は毎年一回總會を開き事業及決算の報告を行ひ並に豫算の承認を求むるものとす

第十條 本會に左の簿冊を備ふ

- (一)會則及例規
  - (二)會員役員職員の名簿
  - (三)會計に關する各種帳簿
  - (四)事業日誌及文書綴
- 第十一條 本會規則の變更は役員會の決議に依り總會の承認を経るものとす 以上

●木間小學校新築落成並

木間圖書館開館式

四月三日午前十時三十分より同校新築校舍に於て萩町立木間尋常高等小學校舎新築落成式並木間圖書館

●小學校教員異動

椿西尋常高等小學校准訓導心得 寺戸 英 雄  
 命阿武郡大井尋常高等小學校准訓導心得  
 (四月八日付)  
 休職椿東尋常高等小學校訓導 塩 見 辰 治  
 任徳佐村立龜山實業補習學校助教諭  
 (四月九日付)

●實業補習學校教員任命

越ヶ濱尋常高等小學校訓導 村 田 重 雄  
 兼萩町立越ヶ濱實業補習學校助教諭  
 (四月二十二日付)  
 明倫尋常高等小學校訓導 中 野 四 郎  
 同 村 田 繁 樹  
 同 大 谷 實 敏  
 同 山 本 賢 夫  
 同 山 根 菫  
 同 櫻 井 武 三

●萩商業學校教員任命

萩町立萩實業補習學校教諭 竹 内 八 郎  
 兼萩商業學校教諭  
 本職を免し萩商業學校教諭に専任す  
 (三月三十一日付)  
 佐賀縣立伊萬里商業學校教諭 清 水 一 良  
 任萩商業學校教諭 (四月五日)

萩町立明倫實業補習學校助教諭に任す(各通)  
 明倫尋常高等小學校指導心得 都 野 一 豊  
 萩町立明倫實業補習學校助教諭心得を命す  
 (以上四月二十五日付)  
 椿東尋常高等小學校指導 香 川 八 出  
 兼萩町立椿東實業補習學校助教諭に任す  
 椿東尋常高等小學校指導心得 藤 田 圭 治  
 兼萩町立椿東實業補習學校助教諭心得を命す  
 (四月二十七日付各通)

◎青年訓練所職員異動

萩町立明倫青年訓練所指導員 堀 幸 一  
 同 安 藤 千 歳  
 萩町立椿東青年訓練所指導員 椿 健 介  
 同 山 田 徳 三  
 嘱託を解く(各通)  
 宇 都 見 隆  
 野 豊  
 萩町立明倫青年訓練所指導員を嘱託す(各通)

萩町立越ヶ濱青年訓練所主事を嘱託す 磯 部 千 尋  
 萩町立越ヶ濱青年訓練所主事 内 藤 一 祐  
 嘱託を解く  
 (以上三月三十一日付)

◎昭和四年度編成町内小學校學級數

學 校 名	科別	學級數	計
明倫尋常高等小學校	尋常科	三六	四三
	高等科	七	
椿東尋常高等小學校	尋常科	一八	二二
	高等科	四	
越ヶ濱尋常高等小學校	尋常科	一二	一四
	高等科	二	
椿西尋常高等小學校	尋常科	二七	九
	高等科	二	
白水尋常高等小學校	尋常科	一二	一六
	高等科	四	
木間尋常高等小學校	尋常科	一三	四
	高等科	一	

合 計 學 級 數 (尋常科) 八八 一〇八  
 (高等科) 二〇 八

◎明倫小學校本年度に於ける新入學兒童の狀況

四月八日午後一時より本年度新入兒童の入學式を舉行す入學者數は男百九十名女百七十名合計三百六十名にして之を六學級に編成せり

◎明倫小學校兒童の制帽設定

本校兒童の自尊心を高むる趣旨のもとに五月一日より全校の男兒童に白條入の制帽を使用せしむることとせり

◎明倫實業補習學校開校

本年度新設せられたる明倫實業補習學校は四月十日午後八時より明倫小學校内假教室に於て林町長岡田郡教育會長其の他來賓保護者等臨席の下に開校式を

舉行せり當日の新入生従は六十七名にして學校長より一場の誨告あり次いで林町長の告辭岡田郡教育會長の祝辭等ありて閉式の後開校に伴ふ諸種の準備打合を爲し爾來引續き授業を執りつゝあり

◎閑院宮殿下御諭旨奉戴

四月十七日山口市に於ける閑院宮殿下の在郷軍人會員學校青年訓練所諸員御親閱に際し左の如き優渥なる御諭旨を賜はりたり  
 茲ニ山口縣下ニ於ケル在郷軍人會員及學校青年訓練所生徒ヲ閱シ志氣ノ旺盛ニシテ規律ノ嚴肅ナルヲ欣フ  
 惟フニ國運ノ前途ハ諸子ニ期待スル所愈々切ナルモノアリ諸子克ク拮据勵精各其ノ本分ヲ盡シ以テ負荷ノ重責ヲ完ウセムコトヲ期セヨ

◎閑院宮殿下青年訓練所御親閱萩町受閱者

四月十七日山口市に於て行はせられたる閑院宮殿下

の縣下青年訓練所御親閱式に於て受閲したる萩町各青年訓練所關係者左の如し

- 明倫青年訓練所主事 田中眞治
- 椿東青年訓練所教練指導員 羽鳥經雄
- 明倫青年訓練所生徒 三浦傾助
- 椿東 全 村木一郎
- 越ヶ濱全 中村忠一
- 椿 全 阿部良一
- 山田全 野原正一
- 木間全 西村市若

◎明倫青年訓練所近況

閑院宮殿下より青訓生徒へ下されたる御諭旨の奉讀式を特別班は四月廿八日午後二時より普通班は五月一日午前七時より舉行せり田中主事は御諭旨奉讀後一場の誨告を爲し自尊自重を促す所あり  
明倫青年訓練所生徒は山田青年訓練所生徒と聯合して四月十五日美禰郡秋吉台方面へ行軍演習をなす  
行軍十五里午前五時出發 午後九時半歸着

◎椿東青年訓練所入所式

椿東青年訓練所は四月九日夜八時半より同小學校式場に於て今年度新入所生徒二十名の入所式を舉行す來賓として金子助役臨席主事指導員の式辭につぎて助役の祝詞あり閉式せり

◎白水小學校敬老會

白水小學校に於ては全校庭の櫻花滿花の機を卜し四月十三日午後一時より第三回敬老會を開催せり。高齡者三十四名中二十五名出席。主催者の挨拶、金子助役渡邊大田兩氏の祝辭、兒童の遊戲數番を終つて開宴。興到るや壯者を凌ぐ元氣にて或は歌ひ或は舞はるゝ高齡者もありて和氣滿堂。午後四時前來賓より仕向けの自動車に依り各々無事歸宅されたり。なほ當日餘興として高齡者の出身字名を讀入れたる左の俚謠を配布せり。  
山田よいとこ、山よく茂り  
田には實りの黄金の波

奥玉江よいとこ、家並つゞき  
人の往來もにぎやかに  
玉江よいとこ、おほ船千艘  
積んでかへるは千兩箱  
倉江よいとこ、朝日をうけて  
指月お山を目の前に  
小原よいとこ、よい家ぞろひ  
長生めでたや、をさまる御代に  
櫻花見のこのうたげ

◎椿東青年團總會

椿東青年團は四月十五日夜八時より松陰神社記念館に於て新團員の入團式を兼ね總會を舉行せり團長の

式辭、來賓秋田學務課長河村校長の祝辭各支部の顧問發表につぎ茶話會を開き同十二時前閉會せり

◎萩高等女學校校長更迭

大正七年以來今日に至る十餘年の長年月間萩高等女學校長として當地方女子教育の爲盡瘁されつゝありし齋藤彦一氏は四月十六日附を以て退職され其の後任として縣立宇部高等女學校長筒井捨次郎氏任命されたり  
因に齋藤彦一氏は山口縣教育會主事並山口縣教職員互助會主事として山口市に赴任につき四月二十五日午後四時より町公會堂に於て町内有志二百有餘名の者相集ひ送別の盛宴を催せり

産

業

### ◎遠洋漁業獎勵金交付規程

遠洋漁業獎勵の爲四月二十七日の町會に於て左の通獎勵金の交付規程を議決し之を施行することとせり

#### 遠洋漁業獎勵金交付規程

第一條 本規程に依り獎勵金を交付することを得べき者は現に萩町住民にして二ヶ年以上引續き萩町に於て公課を負担したる者に限る

第二條 本規程に依り獎勵金の交付を受けむとする者は申請書に左の書類を添へ毎年十二月末日迄に町長に差出すへし

建造せむとする船体の種類、肩巾、長、深、総噸數及設計仕様書、造船所名、建造費、据付機關の種類、馬力、製作鐵工所名及購入費、起工豫定年月、竣工豫定年月、漁業の名稱、漁業場所、業務期間、漁具の名稱及其の數、乗組員の住所氏名、出航歸航の豫定年月、經費豫算額を詳記したる調書

第三條 町長は萩町内の造船所に於て新に遠洋漁船（機船底曳網漁船を除く）を建造したる者に對し検査の上左の標準に依り當該年度町費豫算の範圍内

に於て獎勵金を交付することを得

一、總噸數拾五噸以上の漁船壹艘に付金五拾圓  
一、總噸數七噸若は肩巾六尺以上の漁船壹艘に付金四拾圓

第四條 町長は第三條遠洋漁船の用途及設計を參酌し壹艘に付金參拾圓を限度として前條獎勵金の率に差等を設くることを得

第五條 本規程に依り獎勵金の交付を受けたる船舶の所有者及其の承繼人は其の交付を受けたる日より三ヶ年間之を他町村住民に譲渡貸付又は擔保に供することを得ず但し既に交付を受けたる獎勵金の全部を償還したるとき又は天災其の他抗拒すべからざる強制に因り航行に堪へざるに至りたるるとき若は特に町長の承認を得たるものなるときは此の限りに在らず

第六條 本規程に依り獎勵金の交付を受けたる船舶の所有者及其の承繼人は其の交付を受けたる日より三ヶ年間町長に於て正當の事由に因り已むを得ざるものと認むる場合を除くの外毎年度業務期間の四分の三以上遠洋に於ける漁撈の爲之を使用し

又は使用せしむることを要す

第七條 詐偽の行爲を以て獎勵金の交付を受けたる者又は前二條の規定に違背したる者に對しては既に交付したる獎勵金の全部若は一部を償還せしむることあるへし

#### 附 則

本規程は發布の日より之を施行す

### ◎農業調査令

四月二十四日官報登載勅令第九十六號を以て農業調査令を公布せられ昭和四年度に於ては耕地に付左の事項を調査することとせり

- 一、地番
- 二、種類
- 三、面積
- 四、經營農家世帯主の住所氏名
- 五、自作地小作地の別

### ◎萩夏蜜柑移出検査規程

第一條 萩夏蜜柑の移出に付ては本組合規約並本規程の定むる所に依り萩驛東萩驛玉江驛及萩税關波

止場の四箇所に於て其の検査を行ふ

第二條 移出検査を受くる者は他人の名義を以て之を爲すことを得ず

第三條 移出検査は當分の間出荷籠數の十分の一に對し左の標準に依り之を行ふ

一、竹籠 一定の形狀を有し且つ長途の輸送に適するもの

一、菰 清潔にして包装良好且つ果實の色澤及形狀を損傷せざるもの

一、繩 一寸廻り以上にして相當の張力を有し縦參重廻し參箇所掛け貳重廻し壹箇所掛けと爲し横繩掛は從來の例に依るもの

一、重量 一籠皆掛十貫六百匁以上のもの

前項の各號に該當せざるものは不合格品とす

第四條 検査を行ひたるときは検査員に於て左の手續を爲すへし

一、合格品に對しては一籠毎に別に定むる検査合格の證印を押捺すへし

二、不合格品に對しては一籠毎に別に定むる不合格の票札を括著すへし

第五條 出荷者は検査の方法に付異議を申立つることを得ず

第六條 検査は著荷の順序に依り之を行ふ但し三日間連続して不合格品を出荷したる者に對しては検査を後廻しと爲し又は出荷の全部に亘り重量検査を行ふことあるへし

第七條 出荷者にして第二條の規定に違背し又は故意を以て前條但書に該當する行爲を爲したる者あるときは評議員會の議決を経て本組合員の除名處分を行ふことを得

第八條 検査を了したるときは検査員に於て出荷者毎の籠數及検査の成績を具し翌日中に之を組合長に報告すへし

附 則

本規程は昭和四年四月一日より施行す

●萩町立工業傳習所の狀況

一、四月十日同傳習所に於て傳習生十九名の入所式を舉行せり

一、萩町立工業傳習所製作品の販賣所として左の通指定せり

- 一、下關驛前通 生駒商店
- 一、宇部市 伊藤清香園
- 一、廣島縣嚴島町 平野商店
- 一、岡山縣上房郡高岡町 大田商店
- 一、名古屋市 國司商店
- 一、朝鮮京城府龍山元町 伊原商店
- 一、朝鮮雄基 松尾商店
- 一、金谷神社の千二十五年祭執行に付四月五日より十一日迄町内椿町佐々並兼藏氏方に於て製作品の即賣會を催したり

●萩農弘組合總會

萩町弘法寺農園の蔬菜業者を以て組織する萩農弘組合は四月一日午後二時より渡り口中村旅館に於て其の總會を開催せり

林農會長福田農會副會長並成澤町技手森田農會技手共之に臨席し農會長より蔬菜栽培業者に關し激勵す

る所あり其他本組合の栽培に付ては技術員に於て時々其の實況を巡視し指導することを申合せ午後四時閉會せり

●第一回山口縣酒類品評會 開催

山口縣酒造組合聯合會主催第一回新酒品評會の審査は四月二日より同六日迄萩稅務署にて行はれ八日午後二時半より萩商業學校講堂に於て其の褒賞授與式を舉行せらる

會長赤松内務部長の式辭審査長時岡縣酒造組合技師の審査報告に次ぎ總裁大森知事代理赤松内務部長より入賞者に對し褒狀を又各杜氏に對し賞牌を授與し優等壹等入賞者に限り日本釀造協會中國支部長野村廣島稅務監督局長より表彰狀を縣酒造組合聯合會長村田長一氏より賞牌を授與し大森總裁代理赤松内務部長の告辭野村廣島稅務監督局長外來賓の祝辭出品人總代東隆治氏の答辭あり午後三時半閉式せり其の出品点數二百七十一出品人員百二十六名授賞者五

十六名中名譽賞優等賞者及萩町内一二等入賞者左の如し

等級	酒 銘	住 所	氏 名
名譽賞	周東美人	玖珂郡岩國町	菊本小一郎
名譽賞	萬 兩	都濃郡戸田村	宗近 徳吉
優等賞	嚴島 〇 號	大島郡蒲野村	東 隆治
全	嚴島 ハ 號	全	全 人
全	五橋 ハ 號	玖珂郡川下村	酒井 清
全	富士や男山イ號	佐波郡中關町	加藤 勉二
全	周東美人ハ號	玖珂郡岩國町	菊本小一郎
全	嚴島 イ 號	大島郡蒲野村	東 隆治
全	富士や男山ハ號	佐波郡中關町	加藤 勉二
全	長門白泉ハ號	美禰郡赤郷村	長門酒造株式會社
全	黃 能	玖珂郡鳴門村	協 助次郎
全	富士久鶴〇號	厚狹郡吉田村	稻田 貢作
全	雅松 〇 號	佐法郡防府町	神田 要
全	五橋 〇 號	玖珂郡川下村	酒井 清
全	金分銅イ號	都濃郡花岡村	每田 寅吉
全	岑の白菊別號	美禰郡大嶺村	重安酒造株式會社

壹等賞 長陽福娘イ號 阿武郡萩町 岩崎 小一  
 貳等賞 長陽福娘ハ號 阿武郡萩町 全 人

●萩町椿東國重氏の御前九年母なるもの、調査の一

農林省園藝試験場技師谷川利善氏よりの回答本種は黄金橘と稱す

- 一、廣島縣御調郡田熊地方に多し本年約三千箱（石油箱）を東京市場宛出荷せし由なり
- 一、耐寒性は夏蜜柑と大差なかるべし
- 一、柑橘の分類上ストラス、ハイブレーターホートに屬す
- 一、原産地は判明せざれども中國殊に廣島縣及四國地方に栽培せらるゝもの多し
- 一、前記田熊地方より出荷せるものは東京市場にて小賣一個拾五錢位相當賣行ある由なり但し將來共斯様に高價に取引せらるゝものなりやは疑問なり
- 一、眞の熟期は四五月頃なれども三月頃より出荷せられつゝあり

- 一、利用法は生食用として其の風味夏蜜柑に劣るも「グレープフルーツ」を食する方法に依れば夏蜜柑よりも反つて勝る「マーマレード」原料としては夏蜜柑に比し遜色なきが如し
- 一、耐寒性にして調査の結果夏蜜柑より強きこと確定せず多少の栽培は有望なるべきも直ちに夏蜜柑を切り替ゆることは早計なり

●萩町養蠶組合指導教師

本春季萩町養蠶組合稚蠶共同飼育所は山田中津江及松本の三ヶ所に設置し山田支部には須佐町谷本チカ子松本支部には徳佐村山根マサ子中津江支部には紫福村福江精一郎の三氏何れも教師として赴任經濟育其の他に付指導の任に當りつゝあり

●萩町農會主催萩三見川上明木一町三ヶ村聯合畜牛品評會

四月七日午前八時より同日午後五時まで金谷神社境内に於て開催し引續き褒賞授與式を舉行審査長本縣地方農林技師中島周藏氏の審査報告に次ぎ林農會長より出品牛五十五点中入賞せる二十七点の出品者に對し褒狀並賞品を授與し午後六時盛況裡に閉會を告げたり就中一二等に入賞の出品牛左の如し

因に○印一等入賞の分は本縣農事試験場に於て買上げらるゝことなれり

- 一等賞 改良和種 萩町木間 山根榮太郎
- 一等賞 全 金子文一
- 二等賞 全 三見村 横山若松
- 全 全 土田重次郎
- 全 萩町木間 中村健一
- 全 萩町上野 泉 太郎
- 全 中村勇吉

●山田木炭共同販賣組合總會

山田木炭共同販賣組合は四月十四日白水小學校に於て組合員總會を開催し昭和三年度決算並に昭和四年度豫算を附議満場一致可決せり當日は縣より安達農

林技師町より金子助役及び岩武技師臨席せり  
 因に昭和三年度組合に於ける取扱高は二萬二千八百八十三俵にして其の價額二萬五千二百二十四圓に達せり

●中尾孫市氏の献上品

四月十六日閑院宮殿下山口市に御成りの際中尾孫市氏謹製の百匁付萩板蒲鉾二十枚を山口縣知事より傳献の處御嘉納あらせられたる趣仄聞せり

●町有林野整理區分

去る三月三十日町會の議決を經申請中の林野整理區分變更の件四月二十三日付本縣知事より認可ありたり

●鯉兒無償配布に關する件

四月二十三日付本縣内務部長より左記の通副業的稻

田養鯉事業獎勵の目的を以て鯉兒を無償配付せらるゝに付希望者は五月二十日迄に萩町役場を経て申請されたし

記

一、配付を受け得べきものは市町村市町村農會又は組合及其の地方の同業者十名以上共同管理の下に養鯉事業を行ふに適當なる稻田及該稻田落水後其の鯉放養に適當なる池沼を有するものなることを要す

二、放養水田は實地調査の上配付決定するものにして經費の都合其他により配付數を制限し又は配付をなさざることあるべし

三、放養水田は一ヶ處五反以上を有することを標準とし代表者の名義を以て左記事項を具し知事に申請すべし

- (イ) 養鯉の目的
- (ロ) 水田の位置(町村字名)
- (ハ) 面積(同業者別)
- (ニ) 稻植 豫定月日
- (ホ) 注水及排水便否の狀況
- (ヘ) 從來洪水氾濫被害の有無程度
- (ト) 從來養鯉に關する經驗の有無及其の成績の概

四、配付すべき豫定場所及期日

場所 熊毛郡島田村 吉敷郡名田島村  
 豊浦郡川棚村 阿武郡萩町  
 期日 七月上旬頃

●萩港貿易に就いて (三)

萩税關支署長 榊 憲 二

當港の貿易も皆様の御努力と御同情によりまして次第に増加して來ましたことは皆様は申す迄もなく私にしても此の上もない喜びに堪へない次第で御座います本年三月に入りまして萩町出身の羽月氏の御盡力によりまして大連の漁業家鳥居定次郎氏が前小畑の森崎造船所で大型發動機船を新造して當港から輸出されました又近々の内に羽月氏御自身の發動機を全所で新造して當港から輸出されることになつてゐます目下新川原鐵工所の前に雄姿を横付けにしてゐます

です四月に入りまして濱崎の菓子商久繼氏が滿鐵消費組合へ全氏製造の夏蜜柑の砂糖漬(萩の譽)を千個輸出されました第一回は納期切迫の爲に門司港から輸出されましたが第二回は當港から輸出されました之れが當港から夏蜜柑菓子の輸出は初めてであります第三回も近々の内に當港から輸出されることになつてゐます全氏は多年の間斯業に従事して居られるので製造に就いては十分の自信を有してゐられるそふですどうか註文に應じ難い程御繁昌されんことを祈ります總べて菓子類は酒類と同様に外國へ出しますと戻税があります是れは明治四十三年法律第十八號に依りまして消費税を課せられたる砂糖を用ひ製造したる菓子を外國へ輸出したる者は其の使用したる砂糖に對し消費税に相當する金額を請求することが出来る様になつてゐますのでありますから外國輸出は採算上有利の筈です但し不便なことには是等の菓子を輸出する開港が横濱神戸大阪長崎及門司の五港に限られてゐますから之れ以外の他の開港から輸出致しました場合には乍遺憾戻税を請求する事が出来ませぬ此の法律は今から二十年も前に設けられたも

ので今の時代には適合致しませぬ早晩是は改正せられて此の窮屈な制限は撤廢せられ何れの開港より輸出しても戻税を受くることが出来る様になることと存じます左様になりました曉に於きましては當港から橙菓子の輸出は原料豊富等の有利な立場にある關係上非常に有望となりまして清酒、罐詰等も同様に近き將來に於て當港重要輸出品の中に數へらるゝ様になることと存じますどうか同業者各位は内地のみの狭少なる區域で取引せられずして滿州方面に新しく廣大なる販路を開拓せられ盛に當港から輸出せられんことを切に御願ひ致します

昭和四年二月中關係各開港別輸出入額調

港名	輸出額	輸入額	合計
神戶	五、八七七、七五 <sup>四</sup>	一〇八、六四五、五七 <sup>四</sup>	一、三、五三、三 <sup>四</sup>
横濱	五、六七五、〇四 <sup>一</sup>	五、八三三、六七〇	一〇六、四九七、七 <sup>二</sup>
大阪	二、四九七、八二 <sup>二</sup>	三、一四〇、二一九	五、六三七、九 <sup>三</sup>
名古屋	四、七五三、七七 <sup>四</sup>	九、〇二七、八四 <sup>一</sup>	一三、七八一、六 <sup>五</sup>
門司	二、九三三、五七 <sup>四</sup>	六、三三八、六 <sup>九</sup>	九、三七二、二 <sup>四</sup>
長崎	四、九六、九五 <sup>三</sup>	三、一四六、九 <sup>七</sup>	三、六四三、八 <sup>〇</sup>
小樽	八〇五、二 <sup>四</sup>	一、二四八、八 <sup>七</sup>	二、〇五四、二 <sup>一</sup>

尾道糸崎	二六、五三六	一、八七、八〇二	一、八九、三七七
徳山	〇	一、五〇、四二一	一、五〇、四二一
伏木	八、九七六	六八、一〇六	六九七、〇八二
函館	一七三、六九一	四九九、六三三	六七三、三三三
敦賀	二七、八〇七	三五七、五六	五七五、三五五
境	三、〇〇六	二八五、二五六	二八八、二六三
下關	一八六、九〇六	一八、五七二	二〇五、四七六
宮津	〇	六二、一三九	六二、一三九
萩	三、五八〇	〇	三、五八〇

◎西部日本水産大會に關する協議會

四月廿日午前十時より萩町役場に於て來る五月二十七日下關市に於ける第二回西部日本水産大會終了後會員の多數山口市を経て同二十九日來萩の筈に付其の協賛會を組織する件外數項を協議し正午終了せり因に萩町長を協賛會長に推し委員は近く決定すること申合せたり

◎萩町内の會社工場

農林商工兩省令の規定に基き萩町勸業課に於て調査したる昭和三年末會社工場の數左の如し

- 一、會社 十五
- 交通運輸會社 三 印刷會社 二
- 金融會社 一 其他商事會社 九
- 一、職人五人以上を役する工場 三十四
- 食料品工場 五 造船工場 四
- 鐵工場 六 酒造工場 一三
- 其他工場 六

◎四月中輸出入貨物調

萩稅關支署調査

輸出	一噸	二七五 <sup>四</sup>	大連行
罽罐詰	一噸	九七〇	全
青竹	六九噸	九七〇	全
杉丸太	三三八噸	六、五四七	全
夏蜜柑	三四噸	一、二一五	全

◎四月中の氣象

氣溫平均 最高氣溫 最低氣溫 雨雪量  
一六度六〇 一八度〇五 六度八一 一二三耗七

◎四月中風向觀測

北	北東	東	南東	南	南西	西	北西	靜穩	最多方向
二	一	一	一	一	一	一	一	二	西

◎四月中類別日數

種別	快晴	晴	曇	雪	霰	雹	霜	濃霧	雷	地震	最高	最低
日數	七	二	二	二	二	二	二	一	一	一	一	一

財政經濟

◎四月中町立魚市場賣買取扱高

萩魚市場 七一、八八五<sup>三</sup>三八〇  
同越ヶ濱出張所 一六、八三七、六六〇

竹皮草履 二一 全  
夏蜜柑菓子 四四三噸 九、三五八<sup>四</sup> 全

本年一月以降累計

輸出數量壹千拾九噸此の價額金四万壹千六百四拾七圓

輸入數量九噸此の價額金四百五拾圓  
因に前號三月分の累計數量に誤記ありたるに付四月中の數量を累計し前掲の通訂正す



●昭和四年度萩町各種會計  
歳入歳出追加豫算

四月二十七日の町會に於て議決したる追加豫算の梗概左の如し

●昭和四年度一般會計萩町歳入歳出追加豫算

- 歳入
  - 一金參拾貳萬九千四百四拾貳圓 經常部既定豫算高
  - 一金壹萬四百八拾八圓 經常部追加豫算高
  - 經常部計金參拾參萬九千九百參拾圓
  - 一金七萬九千七百八拾九圓 臨時部既定豫算高
  - 一金壹千七百四拾圓 臨時部追加豫算高
  - 臨時部計金八萬壹千五百貳拾九圓
  - 歳入合計金四拾貳萬壹千四百五拾九圓
- 歳出
  - 一金貳拾八萬參千四百五拾八圓 經常部既定豫算高
  - 一金拾貳萬五千七百七拾參圓 臨時部既定豫算高
  - 一金壹萬貳千貳百貳拾八圓 臨時部追加豫算高
  - 歳出合計金四拾貳萬壹千四百五拾九圓

●昭和四年度特別會計萩町招魂祭費積立金歳入歳出追加豫算

- 歳入
  - 一金四拾五圓 既定豫算高
  - 一金貳拾四圓 追加豫算高
  - 歳入合計金六拾九圓
- 歳出
  - 一金四拾五圓 既定豫算高
  - 一金貳拾四圓 追加豫算高
  - 歳出合計金六拾九圓

●昭和四年度縣稅家屋稅の  
配當に就て

昭和四年度縣稅家屋稅萩町負擔額は四月十九日付本縣告示第三百四十七號を以て之を壹萬六千七百貳拾圓貳拾九錢と定むる旨公示せられたり  
本稅は地方稅法第九條に依り原則としては家屋の賃賃價格を標準として賦課せらるゝものなれども本年度分迄を限り特別の方法に依り賦課し得ることと成

●家屋賃賃價格調査協議會

本縣主催を以て阿武郡各町村長並稅務主任者を會同し四月三十日五月一日の兩日本町街に於て家屋賃賃價格調査方法協議會を開催せり

●家屋賃賃價格調査員囑託

本年一月山口縣令第十四號家屋賃賃價格調査規則に基き縣の官吏吏員の外萩町調査員として左の通囑託せられたり

- | 職名 | 氏名     | 職名 | 氏名    |
|----|--------|----|-------|
| 町長 | 林 勇 輔  | 書記 | 上村 傳吉 |
| 助役 | 金子 清 一 | 書記 | 時山 帳藏 |
| 書記 | 岡田 幸 槌 | 書記 | 中村 三藏 |

- |     |        |     |       |
|-----|--------|-----|-------|
| 書記  | 山田 新 作 | 書記  | 中村 敏勝 |
| 書記  | 堀田 恭 輔 | 書記  | 田中 儀明 |
| 書記補 | 佐方 貞 尋 | 書記補 | 村 田 巖 |
| 書記補 | 田中 正 男 | 書記補 | 渡 邊 治 |
| 書記補 | 大田 要 盈 | 雇   | 田村 孝輔 |

●土原第二區納稅貯金組合  
設立

土原第二區は從來より納稅の成績良好ならず現區長原鹿藏氏就任以來之が矯弊に付腐心する處あり今回同區一圓を區域とする納稅貯金組合を設立し組合員一ヶ年間の納稅額を豫定し其の相當配分額を日掛の方法に依り蓄積して之を毎月の納稅金に充つることとせるものなり其の規約左の如し

土原第二區納稅貯金組合規約

- 第一條 本組合員は納稅義務を確實に履行し益々其の美風の涵養に努め公德心の向上を期するを以て目的とす
- 第二條 本組合は土原第二區内に居住する納稅義務

を有する者を以て組織す

第三條 本組合は土原第二區納税貯金組合と稱し事務所を組合長宅に置く

第四條 本組合に組合長一名各分區に幹事一名宛を置く

組合長は組合員之を選定し幹事は其の分區内組合員之を選定す

組合長及幹事の任期は二ケ年とし再選を妨げず但し事故の爲其の任期内退職したる場合に於ける後任者の任期は前任者の残任期間とす

第五條 組合長は組合の事務を總括し幹事は組合長の事務を補佐し並に組合長の諮問に應じ又は納税その他組合に於ける重要事項を決議す

第六條 組合員は一會計年度間に於ける國稅縣稅及町稅の納額を豫定し其の相當配分額を日掛蓄積するものとす

第七條 前條に於ける日掛貯金の取扱を容易ならしむる爲組合の區域を數分區に分ち集金を行ふ日掛集金は各區毎に組合員之を行ひ其の都度幹事に交付す

第八條 幹事は毎月上中下旬末の三回に前條日掛貯

金を取纏め速かに組合長に送付するものとす

第九條 組合長は各幹事より受領せる集金を郵便貯金又は確實なる銀行若は信用組合に預金と爲すものとす

第十條 組合は各組合員の貯金を以て納期日内に指定の場所に納税し其の領收證を保存するものとす

組合員中其の貯金額にして納付金額に達せざるものあるときは組合長より之を注意し速に増加貯金を爲さしむるものとす

第十一條 組合員の納税貯金は左の場合の外拂戻を爲さざるものとす

一、組合員たる資格を喪失したるとき

二、年度末に於て其の年度中の納税豫定額を控除し剩餘ありと認むるとき

三、組合長に於て事情已むを得すと認めたるるとき

第十二條 組合は左記金種を積立て基金を造成するものとす  
一、納税獎勵金  
二、雜收入

第十三條 基金は左記の場合の外支出することを得

す

一、組合に要する事務用消耗品費

二、組合員の税金を立替納入するとき

三、組合員總會の決議を経たるとき

第十四條 組合は毎會計年度に於て一年度間の各組合員の貯金額納税額及現在額の收支を清算し之を報告するものとす

第十五條 前條に依る出納を明瞭ならしむる爲組合

に收納原簿を備付け各組合員の貯金額及納税額の收支を登記すへし

第十六條 本組合の會計年度は四月一日に始まり翌

年三月三十一日に終るものとす  
附則  
本規約は昭和四年四月一日より之を實施す

### 軍 事

#### 叙任及辭令

山口縣書記官從五位勳六等 田 中 英

任京都府書記官

叙高等官三等

任山口縣書記官(兵事官)

土居 章 平

任地方事務官正六位

叙高等官四等  
幹部候補生萩町出身者にして本年三月三十一日陸軍將校同相當官に任せられたる者左の如し  
任陸軍歩兵少尉 椿東歩兵曹長 中 村 博  
全 萩 全 西 田 六 夫  
全 全 全 豐 田 正  
全 全 全 長 井 弘

全 全 堀 梅 治  
 全 全 福 永 芳 太  
 全 全 齋 藤 仁 哉  
 全 全 堀 清 石  
 全 全 岸 田 隆 吉  
 任陸軍砲兵少尉 萩 砲兵曹長 伊勢島 仁三造  
 任陸軍三等軍醫 萩一等看護長 井 上 盛 義

◎ 演習召集

五月一日より二十一日間廣島工兵第五大隊へ召集せられたる者左の如し

大正十四年徵集兵卒 一名  
 野砲兵第五聯隊へ召集せられたるもの左の如し  
 大正十四年徵集下士 一名 兵卒 三名

◎ 帝國軍人後援會萩町婦人團 第三回總會

四月二十六日午後一時より町公會堂に於て帝國軍人

後援會萩町婦人團第三回總會を開催せり團員總數千有餘名中出席者百餘名藤村顧問の開會宣言團員の袋張作業團長の挨拶谷井キク氏の庶務會計報告協議事項林町長の祝辭役員の改選谷井氏の簡易洗濯法に關する講演の後餘興として長井氏の筑前琵琶演奏あり午後六時盛會裡に解散せり

新役員の氏名  
 團長 土井ヒテ 副團長 藤村タカ  
 評議員兼幹事

川島 室田ウメ 土原 谷井キク 御許町 井關 トミ 吉田町 杉ウメ 東濱崎 松浦サダ 江向 田坂ノブ 堀内第一區 馬來京子 河添第二區 山根喜代 平安古第一區 山縣ハルコ 中ノ倉 坂ミキ 舟津 金子豐子 香川津 山本タツ 樽 屋町、魚店町 齋藤ノブ 東田町 中村トヨ 冲 原 平野チヨ  
 右の内常務幹事谷井キク會計田坂ノブ 幹事  
 川島第二區 國弘八重 土原第二區 落合マサ 土原第三區 山田ミツ 橋本町 山中タケ 唐樋

寺町 能美イクヨ 江向第一區 畔合ミヨ 江向第二區 玉井ウメ 江向第四區 林キヨ 堀内第二區 竹田ミツ 河添第一區 石津イワ 平安古第二區 林タケ 平安古第三區 吉松テイ 南片河 南古萩 常川ノブ 吳服町、油屋町 安富織惠 古魚店、春若、北片河 三宅操 北古萩 村田ヨシ 子 塩屋町、細工町 池田チヨ子 瓦町 口羽マ サ子 戎町 木村キク 米屋町、津守町 櫻井壽 子 西田町 小林夏 東田町第二區 推薦中 上 五間町 三上タカ 下五間町 林ヨシ 今古萩、勤王町 門田タツ 古萩町、渡り口 水津コト 熊谷町 上田シケ 濱崎第一區 推薦中 濱崎第二區 大島ツチ 濱崎第三區 推薦中 濱崎第四區

區 推薦中 中津江 百濟ヨシ 上野 林ウメ 椎原 杉タキ 松本市 吉村ツネ 無田ケ原 土 井トモ 香川津 推薦中 鶴江 岡田アイ 後小 畑 山川ヒサ 越ケ濱 上村ヒサ 金谷 岸アサ 椿町、雜式町 山本トミ 濁淵 石丸イソコ 青 海 小野アヤメ 奥玉江 來島ナツ 玉江川屋敷 倉江 山本チセ

◎ 萩招魂祭合祀者

左記十五名の志士は君國の爲忠死を遂げたるものに付四月二十七日町會の議決を経之を萩町招魂祭々神として合祀することとせり

元所管及官位 氏 名

元治元年九月十日病死  
 明治元年七月二十六日越後國柱持一の具にて戦死  
 全年九月十日岩代國相馬郡旗卷嶺にて戦死  
 全年八月十八日越後國古志郡小面谷にて負傷三條病院にて死亡  
 全年九月十日岩代國那麻郡西雲寺峠にて戦死  
 全年七月廿九日信濃川の下流新瀉にて戦死

贈 正 五位 土屋 矢之介 根  
 八組士、干城隊 渡邊 清次郎 恒  
 裝條銃足輕第一大隊 吉田 金槌 義忠  
 干 城 隊 吉松 重槌 正行  
 全 八組士、干城隊 横見 梅藏 直倫  
 馬屋原助太郎 範章

全年九月十六日岩代國若松城下にて傷死  
 全年七月二日越後國水門にて戦死  
 全年七月廿九日越後國長岡に於て重創十月九日死亡  
 全年八月十四日全國赤谷にて戦死  
 全年七月廿九日全國長岡に於て重創十月五日死亡  
 明治元年九月四日陸奥國味方村にて重傷全月廿日死亡  
 全年九月十九日越後國柏崎にて戦死  
 明治二十八年八月十八日日清戦役中罹病對州附近にて病死  
 大正八年二月十九日青島にて病死

振武隊 山本良藏 忠孝  
 干城隊 羽仁又左衛門 正路  
 全 平野捨五郎 一徳  
 全 山中梅次郎 信義  
 干城隊 井上彌八郎 直道  
 全 國司幾之進 政一  
 陸軍看護人 南方五郎 熊直  
 步兵中尉 從七位 根來 行 寛  
 増野 雅

●萩町招魂祭

四月三十日午前十時より堀内忠魂碑前に於て神式を以て舉行す齊主春日神社社司津村神職以下十一名之に當り遺族百三十名公傷病兵二十一名各官衙學校諸團隊の長町會議員區長等二百餘名在郷將校以下分會員四百五拾餘名其の他多數の青年團員參列式次の如く片山神職に依り合祀祭及招魂の式を行ひ献饌齊主津村神職の祝詞祭主萩町長の祭文玉串拜禮次で齊主寺院總代弘法寺住職重富法光遺族總代前田正敏公傷

病兵總代三浦由辰將官萩町在郷軍人分會總代武居中佐來賓總代瀧口吉良學校長總代吉田萩商業學校長青き參列者一同に對し簡粗なる饗宴を催し更に午後一時より餘興として角力銃劍術擊劍等の競技を演し同五時盛會裡に解散せり  
 因に當日廣島野砲兵第五聯隊萩町出身現役兵中四名及輕重兵第五大隊同上中五名の參拜ありたり

●日本赤十字社山口支部療養院細則

御大典紀念事業として同社山口支部に於て設立されたる療養院細則左の通定めらる

日本赤十字社山口支部療養院細則

第一條 日本赤十字社山口支部療養院は之を支部病院内に設置す  
 第二條 院長は支部病院長を以て之に充つ  
 第三條 院長は醫員以下職員の功過及進退を支部長に具申す  
 第四條 左の事項は院長之を專行す但し縣外の出張に在りては支部長の承認を受くへし  
 一、無料救療券の交付

二、救療期間の延長附添人の給料  
 三、醫員以下職員の出張私事旅行賜暇及除服出仕  
 四、職員の醫務及事務分掌  
 五、看護婦以下傭人の進退賞罰  
 第五條 院長は左の事項に付ては處分の後支部長に報告すへし

一、臨時休業に關すること  
 二、職員の縣外私事旅行  
 第六條 院長事故あるときは上席醫員其の職務を代理す  
 第七條 院長は處務規程診療規程服務規程を制定し支部長の承認を受くべし其の改廢に付亦同じ  
 第八條 本細則は發令の日より之を施行す

通

信

萩郵便局四月中行事

一、吏員交親會觀櫻會開催  
 四月十一日十二日の兩日満開の川島堤に於て恒例による吏員交親會の觀櫻會を開催正午開宴一日を花と共に語り會員一同歡を盡し午後六時頃思ひ／＼に歸路に著けり

一、公衆電話臨時設置  
 兼て一般より熱望せられ居たる指月公園及川島堤に公衆電話臨時設置の件も今春其の筋の許可により四月八日より通話開始せられ多年要望の一端を達せられた譯である  
 今其の利用状況を見るに臨時設置期間たる四月八日より同二十日までに於ける總數川島堤二三八通話指月公園四八五通話にして満開時に於ける一日最高數は川島三五五通話指月公園八七通話の多きに上り一般の期待に副ひ其の利便も亦多大なりしを認められたり

一、精神修養講話會開催  
 四月三十日午前十時より中所囑託講師を招し修養

講話會開催吏備人の修養上に付不斷の注意を拂へ

萩郵便局昭和四年四月分事務取扱狀況 ▲印は減

種別	前年取扱數	本年取扱數	増減數
通常郵便物	引受 二七、〇三九	二四、二八	▲二、九二
	配達 二四九、四二	二五一、五四三	▲二、二二
小包郵便物	引受 二、七九	二、七四八	▲四、一三
	配達 四、一八二	四、〇五一	▲一、一三〇
電報	發信 四、二九四	五、五五〇	▲一、二五六
	中繼 六、三八	七、〇〇五	▲六八七
	二、六八五	三、〇〇八	▲三三三
爲替振出	口數 一、六三三	一、五七八	▲五五
金額 三九、四九二、〇五〇	四九二、五七〇	一、〇〇〇、五二〇	▲一、〇〇〇、五七〇
爲替拂渡	口數 二、一〇五	二、三五八	▲二五三
金額 四六、八四九、六九〇	六九〇、七九〇	一四、九四三、三〇〇	▲一四、九四三、三〇〇
貯金預入	口數 二、三九二	二、六二一	▲二二九
金額 六四、三四七、七〇三	一八九、〇〇〇	三二、一四五、七二〇	▲三二、一四五、七二〇

貯金拂戻	口數	金額
貯金拂戻	七五	七五
金額	二四、三四五、三五八	七三、五五六
達	二二	三〇七
金額	五、三〇〇	二六八、九〇〇
口數	一〇、六二	一〇、五四六
金額	五、二八、一五〇	五、八五、九七〇

年金契約申込	口數	金額
年金契約申込	〇	〇
達	〇	一、九一〇
金額	〇	六
口數	二九、五四〇	二九、九四〇
金額	二九、五四〇	二九、九四〇

土木

越ヶ濱上水道の近況

四月三十日現在越ヶ濱上水道の使用戸數並に一日の使用總水量左の如し

一、使用戸數 四百六十戸

管内譯

- 一、計量給水 五戸
- 一、専用栓 十七戸
- 一、共用栓十六栓合計 四百三十八戸
- 一、一日の使用總水量 八百石

交通

### ●東萩奈古間鐵道の開通

萩線鐵道東萩奈古間七哩五分は過る四月二十四日を以て開通せるに依り本町に於ても其の祝意を表する爲當日東萩驛構内にビヤホールを設け鐵道關係者及有志者三百有余名を招待せり  
因に鐵道省山口建設事務所に於ても萩町の招待者に對し同様茶菓の振舞あり其の厚意を感謝す

### ●鐵道敷設

小郡萩間鐵道建設費豫算年度割	
昭和四年度	三〇、〇〇〇圓
同五年度	五〇〇、〇〇〇圓
同六年度	八〇〇、〇〇〇圓
同七年度	八〇〇、〇〇〇圓
同八年度	一、二〇〇、〇〇〇圓
同九年度	一、三〇〇、〇〇〇圓
同十年度	一、五〇〇、〇〇〇圓
同十一年度	一、四七〇、〇〇〇圓
合計	七、四七〇、〇〇〇圓
濱田山口及益田萩間鐵道同上	
昭和四年度	一、一〇〇、〇〇〇圓
同五年度	一、〇六一、〇〇〇圓
合計	二、一六一、〇〇〇圓

## 社 會 事 象

### ●矯風獎善に關する協定事項

昨年十月萩町に於て定めました矯風獎善に關する事項中今回左の通——線を劃したる部分を追加すること

とし先般區長集會の際協定を遂げましたから今後一層御實行をお願い致します  
一、一月の互禮會を勵行し年始の廻禮を廢すること  
二、集會の時間を勵行し他人に迷惑を懸げざること

- 三、毎月末日を勘定日となし月拂ひを勵行すること
- 四、常に産業の振興に勵み勤儉の美風を増進する様心懸くること
- 五、毎月一日十五日の二回自宅の神棚を清掃し産土神社又は最寄の神社に參詣すること
- 六、毎月二回以上佛殿及び祖先の墳墓を清掃すること
- 七、結婚の席上に於ける色直し著更への舊慣を廢すること
- 八、葬儀の際膳部の仕向は簡素なるを尊むこと
- 九、区内に死亡者あるときは弔意を表し努めて會葬すること
- 十、會葬者に對して物品の施與を廢し且返禮廻りを爲さざること
- 十一、火事見舞又は病氣見舞に對ては返禮返報等を爲さざること
- 十二、祭日其の他の招客は親族及故舊の者に限ること
- 十三、贈答品は誠意を表現するの程度に止め虚飾の間敷行爲を避くること

- 十四、毎年一回井戸濶へを爲すこと
- 十五、各自の邸宅前及所有地に沿へる道路並に側溝の掃除を怠らぬこと
- 十六、道路の障碍となる樹木を伐採すること
- 十七、河川又は溝渠に塵芥を棄てぬこと
- 十八、租税の納付期限を過らざる様注意すること
- 十九、軍人の出發又は歸郷に際し見送り出迎へ等に對し饗應を爲さざること 以上

### ●勤儉獎勵に關し四月十六日付本縣學務部長より通牒

(勤儉獎勵中央委員會決議事項)

#### 消費經濟改善に關する件

現下國民生活の實際は消費經濟の方面に於ける工夫改善施設未だ不十分なるを免れず浪費冗費の弊亦尠からざるは寔に遺憾とする所なり依て一般國民に對し一層消費經濟に關する實際的科學的知識を普及せしめ消費者としての自覺を喚起すると共に社會的に必要なる諸施設を講じ消費經濟の改善生活の合理化

を期するは刻下の急務とする所なるを以て左記に依り夫々適當の施設を講ずるの要ありと認む

- 一、水道瓦斯電氣等公共的施設を完全にして之が浪費濫費を抑止すると同時に光熱動力其の他を有効に利用せしむること
- 二、各種産業間の連絡により不用物を生ぜざるやう物資利用の方法を講ずること
- 三、家庭勞務の軽減生計費節約の趣旨を以て食事洗濯入浴等に關する共同的施設を奨勵すること
- 四、法規の制定各種生産業者の協定其の他の方法により生産品の標準化單一化を圖ること
- 五、共同購買其の他の方法によりて需要傾向の統一を圖り生活物資の品質及び規格の單一化を來さしむること
- 六、生活物資の貯藏運輸配分等に關する各設備の充實完備を圖ること
- 七、市場組織共同販賣機關共同購買機關及び廉賣施設の普及改善を圖りて複雑なる中間配給機關を省くこと
- 八、日用品の卸賣値段及び小賣値段を調査し適當な

る方法により之を發表すること

- 九、社交儀禮に於ける改善
  - 社交儀禮に關しては重きを精神に置き簡素質實を旨とし左記を參酌して地方實情に應じ無用なる出費を爲さざる様改善すること
  - (一) 婚儀 イ、祝品の贈答は虚禮に亘らざるべきこと ロ、披露の祝宴は質素簡略を旨とすること
  - (二) 葬儀 イ、供花放鳥等は成るべく之を廢止すること ロ、葬儀に際し濫りに飲食するの弊習は之を打破すること ハ、香奠返しは成るべく之を廢し社會公共の事業に對する應分の寄附を以て之に代ふること
  - (三) 祭禮祝事 イ、祭禮に關する裝飾催し物等は輕佻浮薄を避け經費を節約すると共に努めて意義あらしむやう工夫すること ロ、祝事饗宴に無用なる出費を爲さざること
  - (四) 贈答 慶弔訪問等に於ける贈答は形式に流れざるやう留意すること
  - (五) 宴會 社交的宴會に伴ふ種々なる弊風を打破すること

十、家庭經濟に於ける改善

- (一) 豫算生活を實行し自家工夫による生計費の節約を圖ること
- (二) 家屋の構造設備を合理的に改善すること
- (三) 生活様式の單純化を工夫し生活費の減少を圖ること
- (四) 被服及び食料材料の選擇保存利用其の他の取扱ひ方法に一層の工夫改善を加ふること
- (五) 日用品の購買は重きを實用實質に置くこと
- (六) 掛買の弊を矯め現金買を實行すること
- (七) 家庭實務の管理に一層の工夫改善を加へ僕婢は成るべく之を使用せざること
- (八) 節酒節煙を奨勵すること
- (九) 贅澤品は之を使用せざること

的覺醒を促すこと

- (一) 學校教育に於て消費經濟の改善に關する訓話及び教材を一層多くすること
- (二) 各地婦人團體男女青年團共同購買諸機關を通じて主婦其の他家事擔當者の指導に努むること
- (三) 教化團體婦人團體男女青年團女學校及び其の卒業生團體の發行する機關雜誌並に各種教育教化の雜誌及び印刷物等に消費經濟の合理化に關する記事を提供し之が掲載方を依頼すること
- (四) 新聞社通信者に依頼して趣旨の普及に關し協力を得るやう方法を講ずること
- (五) 消費經濟改善に關する相談所の設置其の他相談に應ずる施設を奨勵すること

十一、消費經濟改善に關する趣旨の普及

- (一) 消費經濟の改善に關する印刷物等を刊行すると共にポスター映畫講習會講演會協議會展覽會等により常時及び臨時に社會一般に對し趣旨の宣傳をなすこと
- (二) 消費經濟の改善に關する強調運動を起し國民

附帶決議

- (一) 消費經濟に關し各種浪費の調査のため必要なる機關を設くること
  - (二) 生活物資の標準化單一化を圖るため必要なる調査研究に關する施設を講ずること
- 服裝の單純化を圖るは消費經濟の改善上最も緊要と

する所にして特に禮服に關する現行制度の改正は一般服裝の單純化を期する上に於て極めて重要な事項なりと認めらるゝを以て政府に於ては速かに之が適當なる改正を行はれむことを望む

### ● 公人及私人

公爵毛利家世子元道氏は過般松平定晴子爵長女誠子姫と華燭の典を挙げさせられ四月六日公爵並元道氏夫妻と共に來萩當日志都岐山神社天壽院東光寺並大照院等に在る御祖靈に對し夫々結婚報告の祭典を執り行はれ當夜は高大亭に萩町附近の有志を招致して披露宴を催し翌七日長府へ向け出發せられたり

廣島稅務監督局長野村盛康氏は第一回山口縣酒類品評會臨席の爲四月七日來萩

大阪朝日新聞社取締役營業局長小西勝一同社販賣部長忠田兵造同社門司支局長鎌田敬四郎の三氏は史蹟

並商業視察の爲四月十日來萩

日本赤十字社長平山成信氏は萩史蹟見學の爲四月十二日來萩

松平康莊子爵は萩夏蜜柑園並史蹟探究の爲四月十七日來萩

廣島控訴院長今村恭太郎氏山口地方裁判所長矢崎憲明氏は管内視察の爲四月二十四日來萩

門司鐵道局運輸課長山崎清一氏下關運輸事務所長福田光義氏下關保線事務所長柳ヶ瀬正哉氏は萩線東萩驛奈古間鐵道開通の要務を帯ひ四月二十二日來萩

鐵道省建設局計劃課長池田嘉六氏山口建設事務所長佐武正一氏は鐵道開通式參列の爲來萩中の所四月二十五日出發林町長と共に徳大線の狀況を視察

前縣立萩高等女學校校長齋藤彦一氏は山口縣教育會主

事就職に付四月二十六日萩驛出發赴任



### 衛

### 生

新任縣立萩高等女學校校長筒井捨次郎氏は四月二十六日着任江向雜賀下り筋に構居

### ◎ 昭和四年一月以降傳染病患者數

病名	三月迄發生數	四月中發生數	計
腸チブス	三	三	三
赤痢	三	一	四
疫痢	三	一	四
チフテリア	二	一	三
猩紅熱	一	一	二
計	一二	一三	二五

右之内疫痢患者貳名死亡せり

### ◎ 昭和四年一月以降死亡者埋火葬別

三月迄	男	七〇	計	一二三
	女	六九	計	一三九
四月中	男	二二	計	四五
	女	二二	計	四三
計	男	九二	計	一八四
	女	九一	計	一八四
合 計	男	一九六	計	二六〇
	女	一五七	計	二六〇

### 人

### 事





◎夏蜜柑の剪定に就て (二)

成澤町 技手

一、剪定の必要なる所以

この夏蜜柑栽培の趨勢は盛なるけれどもこれが栽培技術は如何と云ふに未だに生育結果を自然に委ね只々肥料のみを與ふれば事足りぬもの少なからず之を自然の儘に放任するときはその樹の上に存する各箇々の枝葉の間に行はるゝ激烈なる生存競争の爲に自然枯枝を生ずるなり而してこの枯枝は徒らに水分の蒸發を多からしむるのみならず癒合甚だ不良にして樹の生育上に害を及ぼすこと少なからず故に吾人は其の弊を除かんが爲に尙進んで樹勢を強くし且つ産果の品質を改善し年々の豊産を期せんには敢て自ら人工を加へ合理的の剪定を行はざるべからずと爲す

かの樹の内部及下部に密生せる纖弱なるものは日光の透射不充分なる位置にあるなれば正常の發育を遂ぐることは能はず爲にこれが結果は凶産となり従つて次年は甚だしく豊産となり爾後は斯くして其の豊凶を同一の順序に繰り返すなり尙詳言すれば或年は暴産に依りて樹は大に衰弱し樹体は貯藏養分の減耗を來すことゝなる而して貯藏養分の缺乏は葉芽をして花芽に變せしむること能はず其の結果は翌年の凶産を招くものなり若し夫れ隔年結果の性質は養分の不足なるに起因するを以て假令暴産せしむるも多量の肥料を施せば救済することを得べきかといふに之を施肥の乏しきに比較せば幾分正枝の發育を助けて花芽の成生を促し隔年結果をして緩ならしむるとは雖花芽を成生するは流動養分にあらずして貯藏養分なるを以て完全なる救済法と爲す能はざるものなり以上述ぶる如く一樹中には必ず有害無用の枝條あり

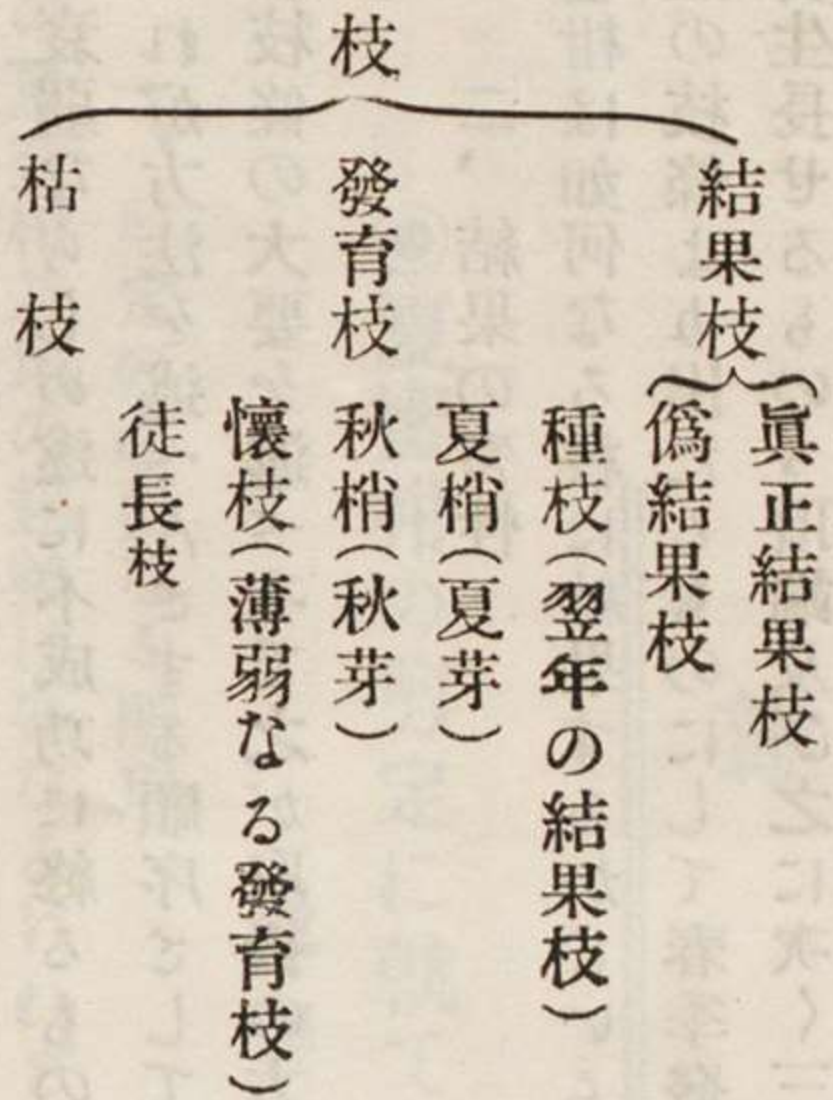
て貴重なる養料を浪費し又隔年結果を來す等の爲に其の損害は實に至大なるものなり故にこれが救済策としては有害無用の枝を剪除すれば事足るは言までもなし後者の隔年結果は施肥に依りて樹体を強勢ならしめ剪定に依りて無用の長物を除き正枝の配置を適度に爲し摘果を行ふて暴産を制し体養の新枝を具合良く配置存在せしむるにあり斯くすれば年々豊凶の差少なく美果を産すること明かなり、斯くの如く剪定を行ふときは其の生産物の品位収量を増加するのみならず之が管理保護上にも至大の利益を有するものなるがこれが方法時期等を誤らんか反つて樹勢を衰弱ならしめ遂に不成功に終るものなり依て先づこれが方法を述べんとする順序として結果の習性と各枝條の概要を述べ次で之が取扱の方法に至らんとす

二、結果の習性

蜜柑は如何なる枝に結果するかといふに一般に前年生の枝條より出たるものにして春季發芽してより充實生長せるものゝ頂端及び之に次く三四の腋芽伸長し二三節乃至六七節の生長を遂げ各新梢の先端に一

花を着けると「ムソンネーブル」「オレンジ、ワシントン」「ネーブルオレンジ」及其の他の甜橙類にありては一花乃至數花を着生するものなり(秋梢及び徒長枝には一葉腋に二花以上を着生す)而して母枝の頂端一二の葉腋より發生せる結果枝は勢力旺盛にして下部のものに比し結果歩合多し而も結果せる果實は豊大なり而して下部のものは僅かに伸びて花を着生す  
斯くの如く柑橘類の結果枝は前年生の枝條上にある芽が本春發芽伸長し其の上の開花結實するものなり而して前年生枝條所謂結果母枝には結果すること極めて稀なり唯前年の結果枝より本年再び結果枝を生ずるは僅かに温州紀州等の小果に往々見る所にして大果の柑橘には殆んどなし尙本春開花結實せるも果の幼時に於て落果する場合翌春再び生ずることあるも是等は勿論例外として見るべきものなり以上に依りて見れば柑橘は本年生新梢上に開花結實せる点に於ては柿葡萄に似て枝の頂端に結實する点に於ては苹果に類似す  
今便宜上柑橘の上各種枝條を分つて一々之が特性を

べんとす



結果枝を便宜上真正結果枝と偽結果枝の二となして説明す

真正結果枝とは前年の春生長せる枝梢即ち種枝より發生せる新梢上に結實するものにして偽結果枝とは春季主に生長し結果せるも或障害の爲充分生長せずして中途にて落下若は摘去せられし枝を云ふなり

イ、真正結果枝

真正結果枝とは春四五月頃の種枝の葉腋に現はれ伸びて其の頂端に花を開くものにして一葉腋に一花を着生するも甜橙類は尙數花を着生するを見る結果枝

の長さは品種によりて長短あり概ね大果を着生するものは比較的長大なる果枝を生ず之に反して短小なる結果枝上に結びし果實は落果歩合も多く且つ又果實の小なることは明かなり故に可成長大なる結果枝を得て可成多數の健葉を具へしめざるべからず而して結果枝上の營養物質は果實の生長に資せらるる量大にして到底果實の同化組織内に於て發生し得べきにあらす固より果實生長中果皮の組織内に多量の葉綠体を含むし之に依つて炭素同化作用を營み幾分自己生長の料に資すべしと雖尙他より多くの補助を受くるに非ざれば到底正常の發育を遂ぐるに能はざるものなり斯の如く果實の存する爲結果枝に向つて輸送せらるる營養料多しと雖大部分は果實の生長に奪取せらるるを以て結果枝上の液芽に享くるの量は極めて僅少なるを免れず勿論根よりは無機質養分の吸收多く且つ速かに同化物質の生成すること亦多しと雖是等も皆生長点に向つて流動すること多くして枝條内に貯藏せらるることは少し故に翌春に至りて再び果枝を生ずることの少き理由なり結果枝より翌年生ずる新梢は發育枝にしてこの發育枝に屬する種枝

より翌年生成せらるるものは即ち結果枝なり此の如く一個の枝を考ふるに柑橘類は毎年交番に發育枝と結果枝とを作り出すものなるに依り隔年結果に陥り易き原因の起る所以なり故に毎年良果を收穫せんと欲せば摘果を行ひ或は剪施肥等を行はざるべからず

ロ、偽結果枝

偽結果枝は前に述べたる如く真正結果枝と同じく春季生長し結果したるも或障害の爲に充分生長することを得ずして中途落果せるものなり而してこれは果實の存せざるよりして是等の枝上の芽は比較的多量の養分を攝取するを以て翌年再び結果枝を生出すことあるなり

二、發育枝

發育枝とは結果せざる枝にして今之を種枝、夏梢、秋梢、懷枝、徒長枝の五つに分けて説明す

イ、種枝

種枝とは春季に生長せるも花を着生せざるものにして發育中庸を得たる翌春確實なる結果枝を生ずる資格を有するもの即ち結果母枝なり然らば此の母枝な

るものは如何なる位置にあるものなるかと言ふに温州夏蜜柑は昨年の結果枝の先端たる發育良好なる所に最も多し種枝の生長末期に及びては頂端に近き二三の腋芽は特に膨大するものなりこれ花芽にして翌春これより結果枝を生せしむ又種枝の葉腋には混合芽を藏し時としては復芽なることあり

ロ、夏梢 (夏芽、土用芽)

夏梢は夏間發芽伸長するものにして春芽に比し長く伸長す一尺五六寸乃至二尺五六寸以上に達するものもありされば其の數は春芽に比し遙かに少し夏梢抽出の多きは春芽の伸長大ならず且つ施肥期遅れたる場合の如き夏に至りて肥効著しきときなり之れに反するときは少なし此の夏芽は翌春結果すること少く又これが短縮するときは將來の整枝主枝となり或は翌春の完全なる結果母枝(種枝)を生出す

ハ、秋梢 (秋芽)

秋梢は亦夏梢の如く甚だしく徒長するものにして夏芽の少なき場合に特に多く發生するものなり而して該枝上の芽は春梢の如く長く伸長するものにあらず而して開花は春梢に比し甚だ多きも組織充實せざる

を以て結實歩合極めて僅少なり而も果實は小形にして品質不良なるもの多し而してこれを永存せんか徒らに養分を奪取し樹の勢力をして徒費せしむるのみならず劣悪變異を來すことあるは「ネーブルオレンジ」等に於て認めらる事實なれば悉く剪除すること肝要なり

ニ、懷 枝 (薄弱なる發育枝)

懷枝とは種枝又は結果枝と同様腋より分出したる軟弱なる小枝の總稱にして之を枝上に保存するも結果枝を生ずること至つて少く其の儘に放置するときは枝條を徒らに密生し樹の内部に日光の透射空氣の流通を不十分ならしむるを以て病虫害の發生を多からしむるのみならず養分の徒費甚だしく且つ漸次衰弱して枯死するに至るものなり故に幼樹其の他に於て全部剪定するときは日焼を惹起し樹の生長を害するが如き場合を除くの外は悉く剪去するの必要あるものなり

ホ、徒長枝

徒長枝は主幹の附近或は主枝上に多く發生するものにしてこれは過度の剪枝若は根部或は枝葉衰弱又は

病虫風害等を受けたる場合即ち樹液の上昇する通路に障害を生じたる場合に發生するものなり而して其の發育頗る強大且つ迅速なるにより樹の均衡を攪亂し結果を阻害するものなれば常に注意して之れが發生を防ぎ漫りに樹液を徒費せしめざることを肝要なり

三、枯 枝

枯枝に就ては前に述べし如く植物の枝葉は各個の間に激烈なる生存競争をなすものなれば枯枝を生ずるは免れ難きものなり而して枯枝は何の價値なきのみならず徒らに水分の蒸發を多からしめ或は節瘤を生じ癒合を妨げ病虫害の蟄居菌類の侵入に使ならしめ腐蝕を傳播する等往々他の部分に迄害を及ぼし樹の發育繁茂を防ぐること甚だ大なり故に是等は除去して樹勢を強くし産果の品質を改善し併せて年々の豊産をば計らざるべからず (以下次號)

◎蔬菜促成栽培上の注意事項

(其の一)

成澤町 技手

一、起業上に於ける注意(市場需要の状況及時期)

促成品は露地品の生産せられず而も野菜の欠乏時期なるを以て珍重せらるるものなり故に第一に豫め市場の状況を充分に調査すること肝要なり

イ、市場に於ける生産物消化分配の状況

ロ、各市場に現はるる競争地の状況

ハ、市場に於ける需要の趨勢

ニ、運送物市場到着迄の時間交通機關の状況

右の事項に鑑みこれが需要供給に應ずべく設計せざるべからず例へば十月、十二月にありては茄子、胡瓜等は暖地晩生品或は貯藏品の市場に現出することあるが故に歓迎せらるる場合少し然らば何れの時期に最も需要せらるるや即ち三月中旬頃より四月の候露地栽培品又は早熟栽培品の産出せられざるべきなりとす(東京に於ける調査)今十二月以後に於ける東京市場の相場を見るに十二月は多く低廉にして一月に入りて稍や高く二月より三月中旬頃は十二月頃の相場と大差なく三月中旬頃より四月中旬頃の間は頂上にして以後は暖地の露地品現出するにより著しく下落

するものなり然らば如何なる時期に栽培すべきやと云ふに一月下旬より二月の候に於て結實せしめんとせば最寒なるを以て充分なる温熱を供給するを要し従つて栽培最も困難なり十二月より一月初に結實せしめんとせば播種期にありて未だ外温高きを以て温熱を加ふること少くして足れり結果期に入りても寒氣厳しからざるを以て前に比すれば容易なり而して三、四月初に採取すべきものは最寒の候は主として苗時代なるを以て移植によりて温熱の補給に充分ならしめ結果期に入りては漸次温暖なるを以て栽培容易なるのみならず而も價格最も高位にあるなり例へば胡瓜の如きは十二月上旬茄子の如きは十一月上旬頃播種すれば三月中旬頃より採取せらるるものなり今山口縣農事試験場安岡蔬菜園藝指導地の状況を視るに次の如くになつて居る如斯東京方面とは多少異なる故其の点をも調査して且高價格に販賣し得る方法を考へざるべからず

種類名	品種名	播種期	移植回数	定植期	本栽数	採收始	採收終	收量	備考
胡瓜	丁號	下二旬月	三回	上三旬月	一六本	中六旬月	中六旬月	一六〇本	醸熟材料は綿屑と藁とを用ひ葡造りとなす
茄子	成横野千	上二旬月	三回	中三旬月	一六本	中七旬月	中七旬月	二四〇個	三本整枝をなし摘葉す
越瓜	越早生	上旬月	二回	上三旬月	一二本	中四旬月	中四旬月	六〇個	胡瓜に準ず
蓮芋	蔓無	中二旬月	二回	下三旬月	三〇株	中四旬月	中四旬月	一、五〇〇個	生長に随ひ木框を引き上ぐ
薑	金時	植込旬月		伏込三月上旬	三三株	下二旬月	下七旬月	五〇〇本	五月以後障子を高くし日光の直射を防ぐ
山椒	普通種	伏込一月月中旬		伏込三月上旬	七貫八貫	下四旬月	下六旬月	一、五〇〇本	覆土並に着色に注意す
紫蘇	芽紫蘇	一月月中旬				中一旬月	上四旬月	一斗	苗を横伏せとなし灌水に注意す
紫蘇	穂紫蘇	一月月中旬				中三旬月	下五旬月		發芽に注意し稚菜となす 適當木框の空部に移植して間作となす

其他蕃椒、蕃茄、西瓜、芽芋、蓼等の栽培多少あり

二、種類及品種の選擇

この選擇は娛樂的の場合と營利的の場合とにより異にせざるべからず而して茲には營利的栽培に於ける注意事項を述べんとす

イ、一般世人の嗜好に適し需要多きものたるべきこと

地方によりて其の嗜好を異にす例へば關東にては冬瓜南瓜を好み關西にては蕃椒を要求するが如し

ロ、生育期間短き作物

醸熟物に制限あれば生育期間長きは不利益なり

ハ、栽培容易なること

ニ、収益の多きこと

トホ、病虫害の抵抗力強きこと  
現今我が國に於て最も利益あるものは胡瓜、茄子、菜豆の三種なり

蕃茄の如きは價格高きが故に利益なりと雖其の栽培たるやフレーム内にては繁茂し過ぐることも多きが故に良結果を收め得ざるは實驗の示す處なり然れども溫室内にて栽培せば良結果を見るべし又豌豆の如きは三保久能地方にありては露地に於て能く一月頃より莢豌豆を採收し得るを以て促成栽培として是等と競争して利なきことは明かなり其の他冬瓜、廿大根胡蘿蔔、チサ、鵲豆等は栽培して相當の利益はあるけれど前者の如く多量を栽培し得られざるものなり

而して本邦現時の促成品として最も収益のあるは胡瓜、茄子、菜豆なるがこれ等野菜も各品種を異にするに従ひ夫れ、特有の性質を有するものなるが故に是等の特性を調査して促成品種を選擇することを要す

一、早熟種たること

促成栽培には多大の資本と勞力を要するものなれば可成資本の回収を早くする必要あり尙醸熟物の保熟力に制限あれば採收早き品種を選ばざるべからず

二、矮生且つ豊産なること

一定面積内に多收を得んには矮生且つ豊産なる品種に俟たざるべからず殊に温床經濟上床内の廣きは不得策極まるものなれば特に矮生なることを要す

三、品種優良にして市場の需要に適應すること

例へば茄子にありては早生蔓細千成、早生千成等の千成種及び中生山茄子、最も良く此の目的に適し胡瓜にては節成種殊に早生節成針ヶ谷節成等菜豆にてはサットンヌエバーグリーン。ロングフェロー蔓無鵲菜豆等なりトマトの黄色種の如きは品質如何に優良なりとも絶対に顧られざる状況にあり

營利的促成栽培を爲すに當りては常に種苗商の目錄書に注意し又は農事試験場の報告に留意して良品種を選択するに務むべく市場の嗜好變遷に従ひ種類品種を變更するの要あり

三、地勢上の注意

促成栽培を爲すに當り促成場は如何なる地を選択すべきかは蓋し斯業上重要な問題なり如何に技能に熟達するものと雖其の位置を誤らんか此の業の半ばは失敗に歸したるものと云ふべし然らば促成場は如何なる位置を選択すべきか以下之が選擇上注意すべき事項を列記すべし  
イ、陽光充分にして西北風を防ぎ得る南面又は少しく東南に傾斜せる溫暖にして乾燥せる土地を選択すること

促成作物は冬季間に於て人工熱を以て夏季の高温度を要する作物を栽培するものなれば充分太陽熱を利用し以て温熱を供給し尙不足すべき量は人工を以て補ふものとす

ロ、住宅地に附近なるべきこと

促成栽培中は周密なる注意を要するが故に管理に

便利なる所を擇はざるべからず即ち一日中と雖氣候の變化極りなきものなれば常に障子の開閉其の他總ての管理に用意怠るべからず若しも住宅附近に適當の位置を設け難き場合には規模の大小に従ひ種々の異りたる設備を爲すの要あり

ハ、用水の供給に便なること  
木框内の下部の醸熟物により地下水は斷絶せられ而して醸熟物により温度高きを以て床土は常に乾燥するものなり又降雨は障子の爲に全く妨げらるゝか故に水分は總て人工的灌水に依らざるべからず而して毎日多大の水量を要するのなれば貯水地の設備を爲すを要す

ニ、水は無害なる清水たるべし  
分析して害あるか無きかを檢定するの要あり

四、土質  
イ、排水良好なる地を選択すること  
排水不良にして地下水高きときは低設温床を爲す場合に於ては殊に忌まるゝ所にしてこれが爲床孔濕潤すぎる故に醸熟作用を妨げ失敗に終るに至るものなり以上の如き地下水の低き處に於ては充分

イ、醸熟原料  
醸熟材料には厩肥、紡績屑、藁、木葉、麥糖、米糖、鶏糞、蠶糞、野草等種々用ひられ共地方により紡績屑の求め易き或は厩肥の求め易きあり名古屋の促成栽培の如きは紡績屑によりて發達せるなり然れども一般に各地方に用ひらるゝものは厩肥、木葉、藁とす

ロ、踏込量  
踏込むべき醸熟物の量は左の事項によりて異なるものなり

A、時期及氣候の寒暖によりて異にすべきこと  
時期にて云へば一月二月は最も多く踏むべく十一月は之れに次ぎ三月になれば大いに節減して可なり例へば胡瓜の如き中温作物に對しては先づ(興津に於ける一、二月頃)厩肥、木葉、藁の混合物を本床に對し一尺二寸乃至一尺三寸即ち百二、三十貫の厩肥に木葉十五、六貫位藁二把位とす尙地方の寒暖によりて踏込量を加減すべし

B、栽培作物によりて異なること

排水溝の(暗渠排水)設備を爲し乾燥せしむること  
肝要なり

ロ、砂土又は黒土輕鬚土を選択すること  
砂土又は輕鬚土に反し粘土は一般に濕潤なること多きに依り從て地温低く床温を奪ひ去ること多きものなり、乾燥せば白色となり促成栽培上重要な光線を反射し陽熱を吸収すること少なし而して若しも促成栽培地が粘土質地なる場合には高設温床の設備を爲すこと肝要とす

五、圍繞

良好なる場所を選択しても尙不時の寒風襲來するものなれば之を防禦する設備を要す故に周圍は藁又は杉、檜、楨等を以て圍繞を設け而して一時的のものなれば藁圍を以てし永久的のものにありては楨、杉の常綠樹を密植し尙一步進んでは牆壁を設くるを可とす一時的に稿稈類中稻藁、唐藜、粟茅等を以てするは最も便利なるものなり是等を以て圍繞したる後其の外方に杉、檜等を以て生垣を造り充分繁茂するに至りて之のみと爲すも可なり

六、醸熟物の填充

六、作物の種類によりて一定の適温あり即ち高温を好むもの低温を好むものあり例へば冬瓜の二十八度メロンの三十度茄子の二十五度胡瓜南瓜の二十三度に於けるが如し又は稍や低温に適する苜、チサに於ける適温は十七度なり

七、醸熱材料の種類によりて異なること  
醸熱材料の如何によりて發熱に遲速高低あり發熱力盛なる厩肥にありては過度の發熱を防ぐ爲保温材料として木葉又は藁を混合するが如く諸種の醸熱材料より生ずる熱を調査し如何なる割合を保つかを知ることを肝要なり

八、踏込法  
醸熱材料を踏込む前に當りホークを以て充分混和するを要す若しも混合不充分なるときは發熱不平均となる従つて作物の發育一様ならず寒中又は寒冷なる地方或は濕氣強き土質の處に醸熱物を踏込む際には床孔の周圍の土に直接觸せしめず床底に藁又は木葉を三寸位の厚さに敷きて保熱に移むべし  
モグラの害ある所は周圍に松の葉枝を數寸の厚

さに置けば害を防ぐを得べし醸熱物の踏込は一時に投ずることを爲さず普通三回に分ちて投入一回より二回二回より三回と稍や緩くすべし而して一様に均らし丁寧に踏み固め脚に堅く感ずる分は厚き證なれば毎回ホークにて厚薄なき様に注意し以て發熱を平均にすべし然れども此の場合に余り強く踏み固むれば發熱せぬことあり又余り緩く行へば急に發熱し保温力を少なからしむるものなり苗木ならば此の如く緩く踏み込みても二三週間に於て假植するが故に床温は必しも永續せしむるの要なし本床に於ては然らず可成適温を持続せしめ以て作物をして充分生育せしむるを要す又苗床に育成中の作物を本床に移植する際に於て醸熱物の踏込の度に依り本床の温度出です爲に移植遅れ苗を徒長せしむることあるなり故に苗床時代の作物状態を知り移植の時期迄踏込み用土を入れ床土の温まる様爲さるべからず若し踏込法を誤らんか唯に床温度に關係するのみならず搬入後表面に凹凸を生じ爲めに一床内に乾濕不平均を來たし灌水上不勢

七、用土に對する注意  
困難するものなり

床土は作物の種類によりて差異ありと雖何れも植物養料に富み理學的性質の良好なる配合土壤を調製すること肝要なり大体に於て最も肥沃水容易にして然も水濕の保持力稍や強き土を選ばざるべからず胡瓜、茄子、蕃茄の如く連作を忌む作物を除き他の種類にありては前年の舉土を用ひ又は前年踏込の厩肥を堆積して得たるものと園土とを同量に混し之れに適量の細砂を加へたるものを用ふるも可なり然れども茄子胡瓜の如きは舊土を用ゆるときは病害を發生すること多く結果不良となるを以て毎年新しき用土を作るを要す

今用土配合量を示せば次の如し  
夏間堆肥（能く腐熟し五、六分目の節を透したるもの）四分園土（粘質壤土）五分、細砂一分  
右の割合を以て交互に六七寸の厚さに堆積し稍々濃厚なるは糞尿を注ぎ四尺乃至五尺の高さに盛り上げ上部には藁又は茅にて屋根を設け雨水の浸入を防ぐべし斯くして秋季迄二回位切り換へよく腐

八、管理上の注意  
イ、播種  
熟せしむるを要す  
床土深きときは水分養分の保持力大なるのみならず根は充分に發育するを以て作物を健全ならしむるの利あるも床温低き不利あり之れに反して床土淺きときは床温高く爲に乾燥に失し度々灌水するの要あり度々多量の供水を爲すときは醸熱物を濕潤ならしめ發熱作用を鈍ぶくならしむるなり然らば床土の深さは幾何となすべきかと云ふに播種床は三寸定植床に於ては四寸乃至五寸と爲すを可とす新開地より得たる土には根線虫の存することあり注意するを要す又排水溝の舉土を利用すれば一良法たり

促成作物は何れも種子によるものなるが故にこれが良否は頗る重要なことにして若しも不良なる種子ならんか發芽不正の爲遂に其の時期遅れ豫定の時に採取し得ざる不利あり従つて相當の高價を支拂ふとも確實なる種苗商より購入すること最も肝要にして能く其の種類及び品種の

特有の形状色澤に就き鑑別するを要す尙種子の古きものは早生となるものなれば茄子、胡瓜にありては二、三年を経たるものを用ふるを可とす菜豆等は新鮮なるものを可とす尙二十日大根はピート等は本床に直播するものなり播種法は條播とす條播は床面を節約し灌水に便利なるも苗を軟弱となす嫌あり

苗床は一般に期間短かきを以て踏込量を減すべし(厩肥六十貫乃至八十貫)播種床には床土を三寸深さに入れ一椀に藁灰二〇〇勿過燐酸石灰百斤を施し良く混和して播種するものなるがこの畦巾は胡瓜茄子の如きは三寸乃至四寸南瓜菜豆は四寸拒離に播種す一般豆類の如きは二、三粒宛点播するも可なり被土は三分位(種子直經の三倍)とし藁を被ひて充分灌水し過度の乾燥を防ぐべし度々の灌水の爲に種子を腐敗せしむることあり注意すべきなり又被土の厚薄は發芽不揃を來たし乾燥に失するときは瓜類の用折は開かざるものなりこれ又注意すること大切なり、發芽には三十度内外の温度を要す四十度以上の

高温に達したるときは換氣を爲し灌水を行ふべし發芽後は直ちに被藁を除き用折當時の弱き黄葉の日焼するを防ぐ爲箴簣を掛け害を避くべし綠葉となるを待ちて被を除くべし

ロ、育苗に關する注意

育苗は最も周密なる注意を要す而して健全なる苗を仕立つるには假植法に依ること最も緊要なりと雖其の他種々なる注意を要す即ち床温は作物を適温に保たしめ灌水を節し可成速効肥料を避けて苗の急激なる成長を防ぎ特に苗時代の配合土には木灰を主とし過燐酸石灰油粕の少量を用ふるに止むべし追肥は不用なるべし發芽後は凋萎せざる限りは直ちに被藁を取り除き日光に當てしむは勿論なれども温暖なるときは障子を開きて空氣の流通を圖り苗をして徒長軟化せしめざる様にすべし又甚だしく温暖にして強光照射し來り幹苗の萎凋せんとするも床土の甚だしく乾燥せざる限りは灌水することなく箴簣を被ひ強光を避け萎凋を防ぐべし又余りに高温になさば苗の徒長を來すを以て多くは床温

を普通二十四五度となすを可とす以上述ぶる所は幼苗育成上特に留意すべき点にして其の他一般の管理の條々に述ぶる所の注意を以てせば良苗を得ること又難からざるべし

ハ、假植

温室に栽培する蔬菜は健全なる莖葉の伸長を計り美大なる果實を收め得るものなれども狭き木框内に於て栽培するには矮性なる品種を選ぶは勿論苗に付ても可成矮性に仕立て莖葉の余り密出することなく早く結果せしむる様爲すこと肝要なり而して矮性にして然も良く根部を發達せしめ強健なる苗を育成するには屢々假植を行ふを最良の手段とするものなれば根菜類を除きては其の回数種類により又は本床の都合により差異あれば一般に三、四回を行ふべきものなり前述したるが如く假植床用土は膨軟にして且つ緊りたるを要すこれ細根の發生に適し細根は能く土と密着し假植に當りても土と分離すること少く幼苗をして枯傷を少なからしむるものなり數時間前に充分灌水し置き床土に滲透したる後

手又は鋤にて四方より丁寧に掘り取り若し土の分離する憂あるとき決して握り又は壓してはならぬこれ根部甚だしく固結し濕潤となり根は充分に發育すること能はざるのみならず腐敗を來すこと多く生長を害すること甚だしきものなり掘りたる苗は軽く持ち植穴に入れ土を掛くるものにして其の深さは作物の種類によりて異なるものなり

ニ、定植

醸熟物の能力には制限あるものなれば可成苗時代を長くし着花を見て定植すべし例へば胡瓜は蕾を見て定植するが如し茄子は花を見て定植すべし定植本數は余り多きは不可なり普通定植本數は茄子の二十四本胡瓜の四十本乃至四十八本菜豆の六十本株(一株二本)苺(草莓)の百二十本



蕃茄の十八本南瓜八本越冬の二十本蕃椒の六十本を適當とす

ホ、追肥

床土中には多量の肥料成分を含有するが故に特に追肥の必要を認めざれども時に發育の不良なる場合には之を施すことあり多くは人糞尿を五六倍に稀釋したるものを一床に約五升位を施す胡瓜等には採收期に入りて灌水の代りに極く稀釋なる人尿を施すこと良好なり

ハ、灌水

灌水は必要缺くべからざるものなるが從來促成栽培に従事する者の失敗する一つの原因は過量の灌水に依ることと聞く故に灌水は如何なる程度に行ふべきかは極めて重大にして且つ困難なる問題なり即ち作物の種類と時期及外界の状況に應じて異なるものなれば一定の標準を定むることは困難なり

今是等の各事情に應じて灌水量を加減する事項を列記せん

一、高温なる時期には寒冷なる時よりも多く施すこと

すこと

- 二、天氣の如何によりて之れを加減すること
- 三、植物の生長時期に應じて加減すること
- 四、植物の種類によりて異にすること
- 五、土質によりて之を斟酌すること
- 六、床を新設して定植したる當時は少量宛度々施すこと

又灌水する際に當り乾燥の度合を知るには床土を二三寸掘り取りて手に握り靜かに手を開きたる際土塊の儘に残る場合には未だ適當の濕氣を含有して居る證據なり尙灌水を行ふに就て注意すべき事項次の如し

- 一、寒冷なるときは微温湯を用ふべきこと
- 二、可成午前中に行ふべきこと
- 三、葉面に可成撒布せぬ様すること
- 四、種々なる事情によりて異なれども一框に對して四、五升位に整限すること
- 五、外温高まり乾燥時期には往々葉の灌水を行ふべきこと

ト、通風

作物は生育中に新鮮なる空氣を要するは言を俟たず通風の作業は晴天温暖にして無風床温適度なるときは毎日障子を上げ床内の濕氣を放散せしめて通風を良くし床温の均霽を計るべし然れども過度の通風は床温を下降せしむ而して障子閉閉の程度は外温即ち天候の如何作物の生育状態床内濕氣の多少を窺察して定むべきものとす

チ、防寒

日没後床温の低下を防ぐ爲夜間は菘苔を以て框を被覆すべし而して九月頃及四月下旬以後にありては多くは夜間及び雨中と雖被覆を要すること少なし然れども嚴寒中にありては菘五、六枚を掛くるを必要とす寒地に於ては一層多くを要するものなり冬期に於ては三時半頃より初め温暖季にありては四時頃より初めて敢て遅きにあらざるなり朝に於ては大陽の射し温度上昇するに至りて菘苔を去るべく秋季又は向春の候は七時頃より冬間は八時頃より始むるものなり降雪雨の際は直ちに覆蓋をなすことの肝要なるは論をまたす

框上げ木框内に於ける空間は實に狹隘なるものにして植物の成長するに従ひ其の枝葉は硝子に接觸し陽光の透射を妨たげ發育を害するものなり此の業たるや茄子に於ては殊更に生すべきものなり此の際に當りては莖葉の高さに應じ三、四寸宛抜き上げ框の周圍には藁を詰めて閉塞し以て框を安全ならしむべし

リ、摘心摘芽摘葉の注意

不用なる芽又は病虫害を被りたる葉は除くべし茄子、トマト等の如きは着色に重きを置くものなれば莖葉の繁茂状態に鑑み着色に害ある葉を除くこと肝要なり

ヌ、交配の注意

開花し完全なる受精を成し始めて結實を完からしむるは當然なりトマトの如きは受精不完全にても結實するが類は畸形を呈するなり胡瓜は受精せずとも或は程度迄は類は大きくなる特性を有するものなり故に瓜類は交配せしむること肝要なり尙南瓜は摘心すれば雌花の發育旺盛にして雄花の開花は甚だ稀なり依て南瓜の如きは外

に摘心せぬものを育生し雄花の開花を良好ならしむべし  
 ル、病虫害に對する注意  
 病害の主なるものは胡瓜のべト病ウドンコ病炭疽病或は茄子トマトの褐斑病其の他各種作物の根際に寄生する白絹病あり  
 害虫の主なるものは蚜虫、根切虫、赤ダニなりこれに對する豫防驅除に付ては次回に説明することゝす

●米に關する主婦達の參考

(國本新聞登載)

洗ふために失はれる榮養價と無砂搗米を用ふる利益  
 われ／＼の常食としてゐる白米は榮養價が大分失はれてゐるところへもつて來てさらに洗つていよいよ  
 二榮養二價を少くすることになるが、元來白米とするために砂を混じて搗く場合が多いために自然淘洗

を要するのであるそれで無砂搗米が獎勵されてゐるわけである。淘洗によつてどのくらい榮養分が失はれるかを調べるとおおよそ次のやうな結果になる

固形分	四、〇四%
蛋白質	一五、七〇%
無機物	七三、〇〇%
脂	四二六、〇〇%
澱粉デキストリンと糖分	二、〇〇%
ビタミン	殆んど全部

右のやうに最も大きな  
 二損失二は榮養上缺くべからざるビタミンが殆んど全部失はれてしまふことであるが、これは白米になるに際してつまり搗減りによつてなほ微量のビタミンをもつてゐたものが、淘洗の結果全くなくなつてしまふのである。次に脂肪分や無機物或は蛋白質の損失も非常に多いことがわかる。そこで無砂搗米の二獎勵二される所以であるがこれならば洗ふ必要がなく、つまり榮養價の損失も少いわけである。  
 胚芽米の炊き方。洗ふ心配なく卓効  
 白米には大事なビタミンがないといふので、その

改良がつねに叫ばれてゐるがそれは第一に米の胚芽を除かぬことが  
 二必要二だといふので、帝大の島園博士によつて提唱された胚芽米といふのが獎勵されつゝある。これは幼児の發育を助長し、身体の抵抗力を強くし、病人の衰弱を回復し、脚氣の豫防治療に有効だとされてゐる。特に便通をよくするし、消化もよく、胃腸を健全にするといふ。そして食べると甘味が強くて匂ひがよい。元來普通の白米は精白する際砂を用ひて搗ぐためにこれを

二炊く二前には必ず洗はなければならなく、いはゆるどいで炊くのが普通であるがそれがために榮養素が大分失はれてゐるところへさらに洗ひ流してしまふことになる。そこでこの胚芽米は糠が取り去つてあるから、二三度水でゆすぐだけでよいのである。もしこれを炊く前に水を漬けて置いたらその水は決して棄てないことである。これはビタミンBは水へ溶けやすいものだからである。次に水加減は  
 二米質二によつて多少違ふが普通米は一升に對する水一升二、三合位であるが、胚芽米においては水一

升三、四合内外の見當が適度である。さらに炊き方は釜底のかまはし方や火の燃やし方は普通の方法でよいが先づ米を入れてから水炊きにした場合は約十二分間、湯炊きにしたら約五分間で再沸騰して來ます。普通の米はこの際火を引きますが  
 二胚芽二米は徐々に熱を下げて氣長に炊きます。そして約二十分ほど蒸らすのであります。

●頼母子講で台所を改造

福岡縣築上郡黒土村では主婦が全部協力して唄作りの内職を初め其の勤勞から得た収入金を頼母子講に掛けて第一期改良事業として台所改善に着手したのは大正十年であつたが今や総戸數五百二十戸中四百八十戸は改造済となり此の事業も殆ど完成せんとして居るので第二期事業として便所浴場の改善頼母子講を起すことになつた尙同村の小學校長は第三期改善事業として頼母子講を利用し未だ農村で企てられてゐない子供部屋を建設する計畫をしたところ主婦處女會員達も大乗氣で此の計畫實行の準備を始め

居ることである。

### ●毛織物類の手入かた

(官報雜報欄記事轉載)

▼火熨斗の使い方 セルの洗濯のしかたは既に各家庭で周知のことであるから火熨斗の使い方と保存法とを紹介しよう

元來火熨斗使用の目的は艶出し或は皺伸しにあるこの目的を完全に果たすには乾燥しない布即ち生乾きの布の上に乾いた布を敷いて遅速のないように平均に機敏に火熨斗をかけるのが理想的で結果は新品と同様の光澤と風合を發揮するしかながら乾燥した場合は先づ濡れ拭きを敷きその上に薄乾いた布を敷いて火熨斗を使用することは前に述べた通りである。殊に注意したいことは絶体に乾燥と否にかかわらず直接に火熨斗をかけることである風合を傷つけたり地色が褪色したりさらに布をこがすとゆう意外の失敗を演ずる場合は主に直接火熨斗をかける場合に多いさらに毛織物は相當期間を経過すると地

質がたかくなることがあるからこの場合は洗濯して火熨斗を使用すればその風合になる。

▼保存のしかた。如何にして毛織物の虫害を免れることを得るやこの問題は單に家庭的の問題でなく化學上工業上の大問題でしかも人類の文化史上における一大懸案である。

化學上の解決は目下科學者の研究室にあつて完成を急ぎつゝある我等はその吉報に一日も接することを待つとして家庭的に虫害を防止し得る保存法を講ずる必要がある。

ナフタリンと樟腦は驅蟲劑として一般に普及されている最も有効なる方法であるしかしこれ等は揮發性臭氣を有するものであるからそのまゝ入れると往々被服類に損害を興ゆるから薄い紙で包んで使用することが肝要である同時に保存期間の長期にわたるときは絶えず補充する必要がある。さらに近來驅蟲劑使用と相まつて被服類を新しい新聞紙で包装し密封してブリキ箱に保存すると從來タヌキなどに保存した場合はより以上防蟲の效果があることが證據立てられた、しかしながら保存する前に被服類を洗

濯するか洗濯の必要がないまでも附着した塵埃を掃除する必要がある婦人などの白粉やクリーム等による襟垢をよく洗い落すことを略してはいけないこれ等の塵埃は虫害發生の根本的原因となるものであるかくして保存した被服類は少くとも着用前に一日位は日光消毒なり風にあて、防蟲劑の臭氣を發散させる

### ●鉢植の花を長く保たせるには

溝部町 技手

苦しき時の神たのみは一般の人々の行ひ易い道であるこれを前以て防ぐのが何事をする人でも一番大切なことであつて却々行ひ難いのである唯菊を作るにしても今から準備する様なことでは立派な菊は作れないのと同じでありますから御參考の爲鉢植花について申述べたいと思ふ。

鉢植の花を如何して長く保たせるかと申しますと夏の部屋の飾りとして草花を卓上か窓に置いて日毎に

咲く花を見て居るのは非常に趣味の豊富なものである然し一般の人々は花屋から一鉢の花を求めて咲く儘に又散り放題に爲されますがそれでは長くは保ちません一寸心得て居れば立派な花も咲かせ又長くも保ちます先づ一番に必要なのは天氣の好い晩に毎晩之を家外に出して夜露に當てることです  
そうして二三日室内に置きましたら次の二三日は天氣の好い日にきつと日光に當てなければなりません然し雨が降る日に出しては花を散らしてしまひますそれから肥料をやることも大事です今頃植木屋や草花屋に出て居る草花の中蔓ばらは土用中でしたらよく腐れた油粕か人糞尿五倍か十倍かに溶かしたのを日に三回位與へると一つ蕾が開き初めてから半ヶ月以上保ちます。カーネーションは同じ肥料で日二回宛與へると十日以上も保ちますそしてこの花は四月から秋までズット咲き通します、然し次ぎ／＼に新しい花が咲き變りますから、それだけ清新な氣持の花です此の要領でどんな花にも應用されキツト好い結果を得られます。

### ◎國旗の制式と使用の目的 及掲揚方

武居萩町聯合分會長寄稿

我が國の日章旗の由來其の他に就て記述すれば相當長くなるから、其れは省略して單に日常心得て居なければならぬこと丈けを茲に略記することにする

#### 一、國旗の制式

我が國の國旗は古くより或は不文律に或は幕令に依りて日章旗を用いて居たが愈々確實し制式及用法を示されたのは明治三年正月二十七日に公布せられたる大政官布告第五十七號である旗を大、中、小の三つに分け祝祭日には大旗を掲げ常日には中旗若しくは小旗を掲ぐることとせられた。茲に於て端嚴にして清麗且つ優雅壯大なる日章旗が完成したのである其の寸法は

◎大旗、長さ一丈三尺、幅九尺一寸、日の丸徑五尺四寸六分、日の丸先明三尺九寸、乳方明三尺六寸四分(乳方とは紐付の方)

◎中旗、長さ一丈、幅七尺、日の丸徑四尺二寸、日

の丸先明三尺、乳方明二尺八寸

◎小旗、長さ六尺、幅四尺二寸、日の丸徑二尺五寸二分、日の丸先明一尺八寸、乳方明一尺六寸八分と定められた。按ずるに大、中、小旗共長さ幅との比例は三に對する二奇令一、横幅は縦幅の一、四二八倍となる、而して日章の徑は縦幅の六割(五分の三)となる、又日の丸位置は、旗面の中心ではなくて少しく風上の方に昇りあるを見る、昇れる此の意義こそは旭日として深く味ふべき點である、此の寸法より按じて、正式の日章旗は左の比例になつて居ることが要件である。

一、旗の横幅と縦幅との比は三十に對する二十一なること。

二、日章の徑は縦幅の五分の三なること。

三、日章の中心は旗面の中心より風上の方に昇ること縦幅の百分の一、四二強なること。

#### 二、國旗使用の目的及掲揚方

一體國旗は何時如何なる場合に使用せらるゝか、國々に依つて多少の差違はあれども之を大別して左の三項に分つことが出來やう。

#### 一、國權の表章として使用する。

締盟各國に駐劄する大使館、公使館、領事館等には國旗を掲揚する、其の他交戦のとき敵地の占領砲台の奪取軍艦運送船の捕獲、俘虜護送のとき又は無人島發見の場合等

#### 二、國籍の標識として使用する。

主として軍艦其の他の船舶に用ゆ。

#### 三、國民意思の表示に使用する。

同一國民が同時に同一の意思を表示する爲に用ゆ、主として尊敬の意、慶賀の意、哀悼の意を表現するに用ゆ。

第一、第二項の場合には特殊の範圍に屬し、又國際係禮の關係もありて略同一の形式に依つて取扱はれて居れるも、第三項國民意思の表示に使用する場合に至りては、國民全般に關係し國々に於て多少の差違あり我が國(家族制度)に於ては、家に(家族の意思を綜合し)國旗を使用して意思表示を爲すを原則とする、而して其の意思を表現する掲揚方に三種あり。

一、全掲、とは國旗一本を成るべく高く眞直に樹

て球と旗とを密着せしめ、竿頭と旗の上縁との間に間隙なき様に掲ぐるを云ふ、是は國權の表章、國籍の表明、國家の祝祭日に關し國民意思の表示、敬意の表示等の場合に掲揚する、球は金色の物を用ゆ、樹てる所は成るべく家の左方にするを宜しとす。

二、半掲(半國旗)とは竿頭と旗の上縁の間に其の旗の縦幅の二分の一の間隙を取り掲ぐるを云ふ、又常設の旗竿なれば、其の旗竿の中間に掲ぐるも宜し、球は取り去るか黒布にて包むべし是は國民が吊意を表する掲げ方にして家の右方に掲ぐ。

三、喪旗、皇室に對し奉り哀悼の意を表する場合には喪旗を掲ぐ、掲揚の期間は其の都度告示せらる其の期間の上半期は、國旗と同じ長さの幅三寸位の黒布を、旗の上縁の間に付し、下半期は其の二分の一のものを付す、球は喪期中取り去るか或は黒布にて包む、立てる場所は半旗と同じく家の右方とす。

大體上記三種の掲揚方にて其の意思を表示する

ものなるが、尙此の外に  
 至尊に對する敬意の表示には、國旗を二本交叉する  
 か、或は左右別々に直立するも宜し、交叉のとき  
 竿の組み方は外より見て右が内、左が外に現はれる  
 様に組む、是は宮庭列車の機關車、御駐輦所の前、  
 便殿の前、御通過の街路等に用ゆ、各戸にては國旗  
 一本を高く掲ぐるを宜しとす。

外國貴賓に對する敬意の表示には、其の貴賓の國  
 の國旗と我が國の國旗とを交叉するか、或は左右別  
 々に直立するも宜し此のときは外より内に向つて左  
 に外國旗、右に我が國旗を掲ぐ、竿の組み方は我が  
 國旗を内方に外國旗を外方に爲せば宜し、決して一  
 竿に我が國旗と外國旗とを連掲してはいけない。

我が國人の國旗を掲げる習慣は、旗竿は白黒塗り  
 分けて竿頭に金色球を附するの例である(此の由來  
 は省略す)然れども強ち、此の如き制式があるので  
 はない、無地の竹竿にても、木竿にても可い、又竿  
 頭の球も、白色球にても、三角形にても、又全く球  
 を付せざるも差支はない、但し黒色球を付するは凶  
 變の場合の外、之を避けなければならぬ。

ホ、國旗を掲ぐべき日に掲げて居る家は國家的觀  
 念、國民的性格の確實なることが示される。  
 へ、國旗は主人自らが掲揚又は降下するの義務あ  
 ること。

國旗掲揚の日は凡そ左の如くである  
 一、國の祝祭日、(定めありて曆にも記載しあり)  
 二、其の他、陸軍紀念日、海軍紀念日、官國幣社  
 及各府縣郷村社の例祭日は其の御鎮座地。  
 右の外臨時國旗を掲揚することは市町村長の告知に  
 依るべきで、濫りに使用すべきものではない。(完)

◎ 感謝

- ◎ 四月五日門司鐵道局より管内名所案内書一部を寄  
 贈されたり其の厚意を感謝す
- ◎ 四月十八日山口縣一心會より前社會局社會部長守  
 屋榮夫氏の講演速記融和資料昭和維新の精神を寄  
 贈されたり其の厚意を感謝す
- ◎ 四月十八日山口縣より東京市政調査會專務理事前  
 田多門氏の講演速記概近社會事業の趨勢を配布さ

國旗掲揚の一般の風習は、門又は軒に沿ひ旗竿を  
 斜めに樹つるの例なるが是は宜しからず、門内に餘  
 地ある家は玄關と門の間に、又空地なき洋館建等に  
 は屋上に、特に旗竿を設け之れに掲揚し其の他は門  
 口に直立せしむるを可とす、大抵官衙、學校、富豪  
 家には往々國旗二旗を門前に交叉したるを見るも、  
 此の貴重なる國旗は一旗を掲ぐるを可とす、或人曰  
 く二旗を掲ぐるときは賑やかにして良しと、否、國  
 旗を掲ぐるは國民綜合的の意思を表示する爲にして  
 飾り物にあらず、賑やかしにもあらず、況して幔幕  
 代用ではないから、一旗を高く掲ぐる方嚴肅にして  
 可い。國旗の尊敬亦之れに在り、殊に二旗を用ゆる  
 は、至尊に對する敬意の表現するに於ておやである  
 終に臨み、一般に國旗の掲揚に就て注意すべき點を  
 附加して置く。

- イ、國旗の掲揚は日出から日没迄とす。
- ロ、全掲、半掲、喪旗の掲げ方を誤らぬこと。
- ハ、至尊に對し敬意を表する掲げ方に注意するこ  
 と。
- ニ、外國々旗を樹てるときの作法を誤らぬこと。

れたり其の厚意を感謝す

- ◎ 朝鮮經濟日報社より「朝鮮海運の真相」を寄贈され  
 たり其の厚意を感謝す
- ◎ 日本勸業銀行より「勸業時報」を寄贈されたり其の  
 厚意を感謝す
- ◎ 阿武郡嘉年村より「嘉年村報」四月分を寄贈された  
 り其の厚意を感謝す
- ◎ 萩町新堀巴城藝妓置屋組合代表者八道圓實氏より  
 櫻樹苗貳千本を寄附せられたり其の厚意を感謝す
- ◎ 江向第二區三浦吉五郎氏より一、宅地八坪一、畑地  
 十八坪此の見積價額貳百五拾圓を町村道敷地とし  
 て寄附せられたり其の厚意を感謝す
- ◎ 山田北木間區柏木ヨシ氏より町立木間圖書館圖書  
 購入費の内へ金貳圓を寄附せられたり其の厚意を  
 感謝す

● 四月中萩町日誌

- 一 日 午前九時樓上に於て林町長より吏員異動並  
 任命の辭令交付

- 二日 午前十一時より東光寺に於て殉難士弔魂祭執行
- 三日 木間小學校に於て同校落成式並木間圖書館開館式執行
- 五日 午前十時より町衙に於て町村會議員選舉事務研究會開催
- 六日 午前十一時縣社春日神社春季例祭執行に付金子助役參向
- 七日 午後二時より明倫青年訓練所入所式舉行に付金子助役臨席
- 八日 金谷神社境内に於て萩町農會主催萩町三見川上明木一町三ヶ村聯合畜牛品評會開催
- 八日 午後一時より萩商業學校講堂に於て第一回山口縣酒類品評會褒賞授與式舉行
- 九日 午後八時椿東青年訓練所入所式舉行金子助役臨席
- 十日 午前九時より町立工業傳習所入所式舉行
- 十日 午前十一時より金谷神社二十五周年祭年祭典執行林町長金子助役及岡收入役參列
- 午後一時より山田青年訓練所入所式舉行秋田

- 學務課長臨席
- 午後八時より明倫實業補習學校開校式舉行林町長秋田學務課長臨席
- 十四日 山口市に於て山口縣町村會評議員會及農事大會開催に付林町長出山
- 十五日 午前十一時縣社志都岐神社春季例祭執行に付金子助役參向
- 十七日 山口市に於て日本赤十字社山口支部總會開催に付林町長出山午後歸萩
- 十八日 午前十一時越ヶ濱嚴島神社春季例祭執行に付金子助役參向
- 二十二日 午後二時より樓上に於て財政調査委員會開催
- 二十四日 萩線東萩驛奈古間鐵道開通式舉行に付東萩驛構内に於て萩町主催の祝賀會開催
- 二十六日 午後一時より町公會堂に於て帝國軍人後援會萩町婦人團總會開催林町長列席
- 二十八日 午前十時より町衙樓上に於て阿武郡町村長集會開催
- 二十九日 午前十一時より町公會堂に於て天長節祝

- 賀會開催
- 三十日 午前十時より忠魂碑前に於て神式を以て招魂祭執行
- 午前十時より樓上に於て阿武郡内町村縣稅主任集會開催

- 十六日 萩町招魂祭打合會を町衙に開催
- 十八日 越ヶ濱嚴島神社例祭執行
- 二十四日 町公會堂に於て萩電氣需用者同盟會主催の故山縣伊三郎公爵追弔會執行に付林町長參列
- 二十五日 金谷神社春季祭執行
- 二十六日 要所に萩町社會課の投書函を設置す
- 二十七日 結核豫防デー實施
- 二十九日 町公會堂に於て天長節祝賀會開催
- 三十日 萩町招魂祭を佛式に依り忠魂碑前に於て舉行

◎昨年今月今日 (四月)

- 四日 貴族院議員男爵陸軍中將山根武亮氏逝去
- 六日 縣社春日神社春季例祭執行
- 七日 山口縣聯合報德會役員協議會を町衙に開催
- 七日 阿武郡町村長集會を町衙に開催
- 八日 第四回山口縣聯合報德會を明倫小學校講堂に開催
- 十日 懷恩會を南園館に開催
- 十日 櫻花宣傳の爲門鐵活動寫眞撮影隊來萩指月公園川島堤及萩全景を撮影す
- 十一日 町衙に於て結核豫防デーに關する協議會開催
- 十五日 縣社志都岐山神社春季例祭執行

◎御注意

隔地者間に於て戸籍簿寄留簿等の謄抄本を請求し又は租稅金を送納さるゝ場合あるときは手數と費用とを省略する爲萩町役場振替貯金口座下關第一一七三六番へ宛其の手數料に郵便料を添へ又は租稅金を取纏め御拂込相成たし



公 告

萩町で奉仕してゐる庶般事務の概況を廣く皆  
さんにお傳へ致しそしてより良く萩町の現勢  
を理解して戴き町將來の福利増進に資せむが  
爲毎月一回此の月報を發行することゝしたの  
であります又毎號共區長役場の方から皆さん  
のお宅へ回覽の取扱ひをされますから其の際  
は萩町の爲進むで御精覽の上成るべく早くお  
隣りへ御廻しを願ひます  
尙ほ印刷實費一ヶ年分金貳圓拾六錢を御納め  
になれば別に此の月報をお配りすることゝし  
ておりますから其の旨を萩町役場又は區長役  
場まで御申出で下さいませ

萩町庶務課

昭和四年五月十三日印刷  
昭和四年五月十五日發行

編輯兼發行者 萩町長

林

勇

輔

印刷者

荒瀬

徳

治

山口縣阿武郡萩町大字西田町五十五番地

印刷所

信清舎印刷所